

江戸川区

ユニバーサルデザイン
マスターplan

Universal Design Master Plan

令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)

令和5年3月

目 次

第1章 ユニバーサルデザインのまちづくりの背景と目的.....	2
1 ユニバーサルデザインのまちづくりが求められる背景.....	2
2 ユニバーサルデザインマスターplan(本計画)の位置付け.....	6
第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりの視点から見た現状.....	8
1 江戸川区の概況	8
2 地域の特性	13
第3章 計画づくりの歩みとこれからのまちづくりに向けた課題.....	20
1 江戸川区移動等円滑化促進方針策定協議会の設置.....	20
2 各種調査・点検の実施	21
3 関わりのある計画等の分析	22
4 これからのまちづくりに向けた課題の整理.....	23
第4章 ユニバーサルデザインのまちづくりの方針.....	26
1 基本理念（目指すまちの姿）	26
2 基本方針（ユニバーサルデザインのためのキーワード）	27
3 基本方針に基づく主な取り組み	28
方針1 ひと・心	28
方針2 まち・くらし	34
方針3 情報	38
方針4 防災	41
第5章 バリアフリー推進エリア・移動等円滑化促進地区の設定.....	46
1 バリアフリー推進エリアの設定	46
2 移動等円滑化促進地区について	47
3 移動等円滑化促進地区（バリアフリー促進地区）の設定.....	49
4 届出制度の仕組み	60
第6章 計画の改善・向上に向けて	64
1 計画の改善・向上に向けた評価・見直し.....	64
資料編	66
1 移動等円滑化促進方針策定協議会	66
2 各種アンケート調査の実施概要と主な意見.....	69
3 各団体へのヒアリング調査	77
4 バリアフリーまちあるき点検	79
5 主要駅及び生活関連施設におけるバリアフリー点検の実施.....	81
6 判定基準に基づく定量評価結果	84

共生社会の実現を目指して

江戸川区は「ともに生きるまち」を目指し、すべての人が年齢、性別、性的指向や性自認、国籍、障害や病気の有無などの人の多様性を認め合い、支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めています。

令和元年（2019年）5月、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、共生社会実現のための「ユニバーサルデザインのまちづくり」と「心のバリアフリー」を推進する自治体として、国から高い評価を受け、「共生社会ホストタウン」に登録されました。

また、同年10月、地域をあげたパラスポーツの普及に係る取り組みなどが他自治体のモデルとなる先駆的なものと評価され、国から「先導的共生社会ホストタウン」として認定されました。

さらには、令和3年（2021年）5月、SDGs達成に向けた優れた取り組みを提案した自治体に認められる「SDGs未来都市」に選定されました。

令和3年（2021年）7月には、本区が目指す共生社会の理念を明文化した「ともに生きるまちを目指す条例」を制定。令和4年（2022年）8月には、本区の目指すべき未来をまとめた「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」と「2030年の江戸川区（SDGs ビジョン）」を策定し、共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

令和3年7月「ともに生きるまちを目指す条例」を制定



ともに、生きる。
江戸川区

ともに生きるまちを目指す条例(前文)

ともに生きる。私たちは、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

人とともに生きる。

このまちには、0歳から100歳以上の人まで様々な年齢の人たちが暮らしています。その中には、障害のある人や外国籍の人などもいます。一人ひとりの「ちがい」が尊重されることが、まちづくりの源なのだと、私たちは考えます。

社会とともに生きる。

このまちでは、一人ひとりの立場や置かれている状況がちがう人々が集い、学び、働き、遊び、活動しています。ともに力を合わせることが大切なのだと、私たちは考えます。

経済とともに生きる。

このまちで活動する事業者は、大切な区民の一人です。地域に力を与えてくれる存在なのだと、私たちは考えます。

環境とともに生きる。

海拔ゼロメートル地帯であるがゆえの災害の危険性を受け入れ、大規模な水害や巨大地震などが起きても誰一人取り残さないことが大切なのだと、私たちは考えます。

未来とともに生きる。

世界中の人々が、より良い未来を創るために活動を始めています。それらを学びながら先頭に立って走り続けたいと、私たちは考えます。

今日生まれた子どもたちが2100年になって生活しているこのまちを、夢と希望に満ちあふれたものにしたい。私たちはその実現に向けて全力を尽くすことをここに誓い、2021年、この条例を制定します。

第1章

ユニバーサルデザインの まちづくりの背景と目的

第1章 ユニバーサルデザインのまちづくりの背景と目的

1 ユニバーサルデザインのまちづくりが求められる背景

(1) 「ユニバーサルデザインのまちづくり」とは

ユニバーサルデザインとは、「ユニバーサル」(すべての)と「デザイン」(設計、計画)を組み合わせた言葉で、「誰もが使いやすいように物や形を作ること」を意味しています。

公共施設や民間施設、道路、交通だけでなく、教育、情報、サービスなど、あらゆる生活の場面に取り入れられる考え方です。

ユニバーサルデザインのまちづくりとは、年齢、性別、性的指向や性自認、国籍、障害や病気の有無などを問わず、すべての人を対象とした「使いやすく暮らしやすいまち(社会)」をつくることです。

「ユニバーサルデザイン」と「バリアフリー」の違い

ユニバーサルデザインとバリアフリーは、バリアがなく暮らしやすい社会を目指すという点では同じですが、ユニバーサルデザインは、「はじめからバリアをつくらない」という考え方です。

バリアフリーは段差等の物理的なバリア、盲導犬を連れた入店制限等の制度的なバリア、点字や多言語表記など、分かりやすい表示が欠如していることによる情報のバリアなど、「さまざまなバリアを取り除く」という考え方です。

誰もが安心して暮らしやすい社会、共生社会の実現

ユニバーサルデザイン

すべての人にとっての、使いやすさ・暮らしやすさを目指す



バリアフリー

さまざまなバリアを取り除く



(2) これまでの江戸川区の取り組み

本区は、障害者スポーツの環境向上として、平成28年（2016年）4月、都内唯一の障害者スポーツ専管組織を設置し、講演会や体験会などを通じて、パラスポーツの理解促進に努めています。また、すべての人が互いを尊重し合い、共生する地域社会の実現を目指すために、心のバリアフリーとして平成30年（2018年）4月、手話が言語であること、手話を必要とする区民が、意思疎通を円滑に図る権利を有することを理念とした都内で初となる「江戸川区手話言語条例」を制定するとともに、子どもから高齢者まで障害の有無に関わらず、誰もが集える拠点「なごみの家」の整備に取り組み、住み慣れたまちで自分らしく暮らし続けることができる、地域のネットワークづくりを目指しています。

ユニバーサルデザインのまちづくりとして、平成3年（1991年）から「江戸川区視覚障害者福祉協会」及び「リハビリ自主グループ」との各意見交換会を毎年開催するとともに、各団体とのフィールドワークを随時実施し、「やさしい道づくり」を進めてきました。視覚障害者誘導用ブロックをセットで整備することにより、歩道巻き込み部の2cmの段差をゼロにする「段差解消ブロック」（江戸川方式）の採用、駅やバス停から各施設へ音声で案内する音声誘導装置の設置、公共トイレ・手洗所のバリアフリー化などを進めてきました。これらの取り組みは、障害者・交通管理者（警察）・道路管理者の3者が一堂に会し意見交換・情報共有をすることにより、まちのバリアフリーを推進しています。さらに、障害者団体や社会福祉協議会との綿密な意見交換会やフィールドワークを重ねて、各地区のバリアフリーマップの作成につなげています。



パラスポーツフェスタ



なごみの家



段差解消ブロック
(江戸川方式)

(3) 国の動き

平成 28 年（2016 年）4 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止し、社会の中にあるバリアを取り除くために、障害者から何らかの配慮を求められた場合、合理的な配慮を行うこととされています。

また、平成 30 年（2018 年）11 月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」が施行され、市町村全体のバリアフリー化の方針を定め、具体的な整備を推進するための「移動等円滑化促進方針（マスタープラン）」制度が設けられました。

さらに、令和 4 年（2022 年）5 月には、障害者による情報の取得利用・意思疎通にかかる施策を総合的に推進し、共生社会を実現するための「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。

(4) 改正バリアフリー法の概要

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会の実現を図り、全国におけるバリアフリー化をさらに推進するため、平成 30 年（2018 年）11 月にバリアフリー法が改正されました。

さらに、令和 2 年（2020 年）5 月、バリアフリー法が再度改正され、すべての国民を対象にした基本理念が示されるとともに、区市町村や公共交通事業者などによる、ハード・ソフト両面からのさらなるバリアフリー化や、高齢者・障害者等当事者による取り組みの評価など、具体的な推進の方向性が示されました。

平成 30 年 5 月改正（同年 11 月施行）の主なポイント

- ・「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」を明確化
- ・区市町村がバリアフリー方針を定める**マスタープラン制度の創設**
- ・公共交通事業者などによるハード・ソフト一体的な取り組みの推進
- ・バリアフリーの取り組みについて障害者等参画の下、施策内容の評価などを行う会議の開催を明記

令和 2 年 5 月改正（令和 3 年 4 月施行）の主なポイント

- ・区市町村等による**「心のバリアフリー」**に関する教育啓発事業の推進（令和 2 年 6 月施行）
- ・公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取り組みの強化
- ・施設設置管理者における「優先席」「車いす用駐車施設等」の適正利用のための広報・啓発活動の努力義務
- ・バリアフリー基準適合義務対象に、公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加

(5) マスタープラン制度の概要

バリアフリー法では、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性・安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することとされています。本法律による移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）は、駅など旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が多く利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区）の施設及び道路を含めた、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すものです。

【マスタープラン作成の主な効果】

○事業に関する調整の容易化

区が目指す一定のバリアフリー化の方向性を示すことで、複数の関係者間で認識が共有され、事業者に事業化に向けた準備期間を設けることができます。

また、届出制度を通じた事業者との調整など、段階的な施設のバリアフリー整備が可能となります。

○届出制度による交通結節点における施設間連携の推進

旅客施設と道路の境界等のバリアフリー化が連続して確保されていないために、結果として高齢者、障害者等が利用できない状態となっている場合があります。そこで、旅客施設と道路の境界等において改修を行う場合、区に届け出てもらうことで、改修内容を変更する等の要請を行うことができるなど、施設間の連携を図ることができます。

○道路や公園等のバリアフリー化に関する交付金の重点配分

防災・安全交付金における道路事業について、鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化を図る場合、マスタープランに位置付けられた地区は、国が定める社会資本整備総合交付金等の重点配分の対象となります。

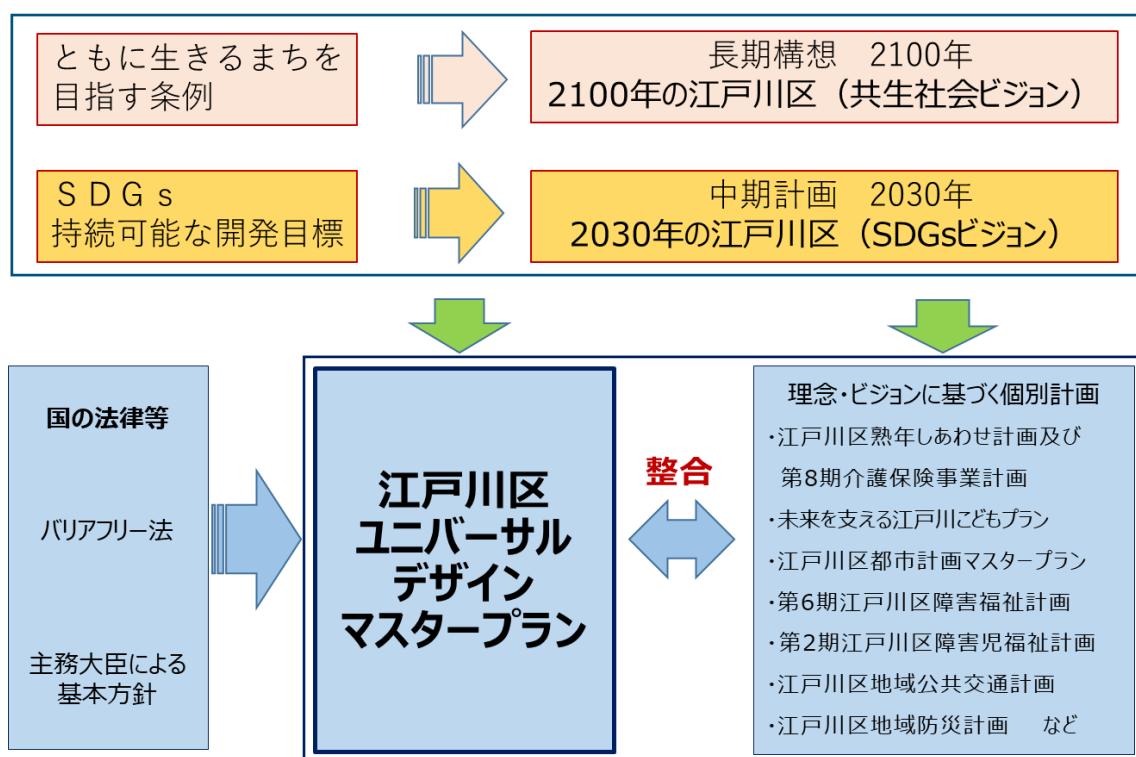
2 ユニバーサルデザインマスターplan(本計画)の位置付け

(1) 計画の構成と位置付け

本計画は、区のユニバーサルデザインに関する現状と課題、及び基本方針について具体的に示すとともに、区をはじめ、鉄道及び道路等施設設置管理者、公安委員会など、移動等円滑化に係るさまざまな主体が参加・連携し、移動等円滑化促進地区を主とした、区全体の面的・一体的なバリアフリー化を目指すため、バリアフリー法に基づく法定計画として策定します。

第1章には計画策定の背景や目的、第2章には区の概況や地域の特性、第3章には検討の経緯や課題など、計画策定の前提となる事項を記載します。第4章には、基本理念や基本方針、それに基づく具体的な施策を記載します。第5章では、移動等円滑化促進地区及び、地区の方針等を定め、バリアフリー法上の「移動等円滑化促進方針（マスターplan）」と位置付けます。第6章では、今後のユニバーサルデザインマスターplanの評価・見直しについて定めています。

なお、本計画は、関連する法令・条例・計画との整合を十分に図った上で策定します。



(2) 計画期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）の5年間とし、計画に基づく取り組みを進めます。計画期間中は、定期的に施策の実施、結果の評価、計画の見直しを行い、現状にあった計画となるよう継続的に改善や向上に努めていきます。

また、計画5年目にあたる令和9年度（2027年度）には、総合的な評価を実施します。

第2章

ユニバーサルデザインの まちづくりの視点 から見た現状

第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりの視点から見た現状

1 江戸川区の概況

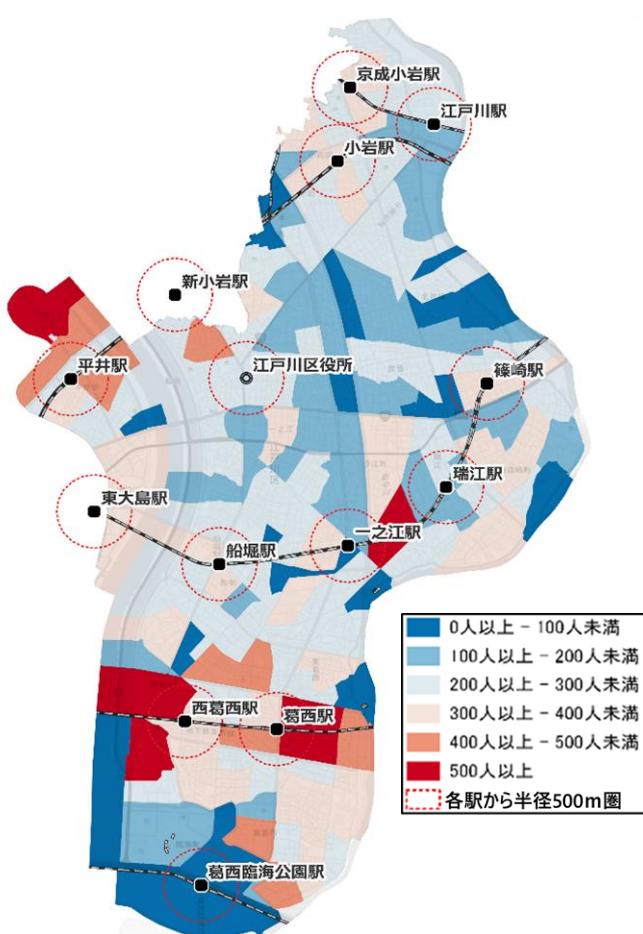
(1) 人口

本区の人口は令和4年（2022年）4月1日現在、688,602人です。

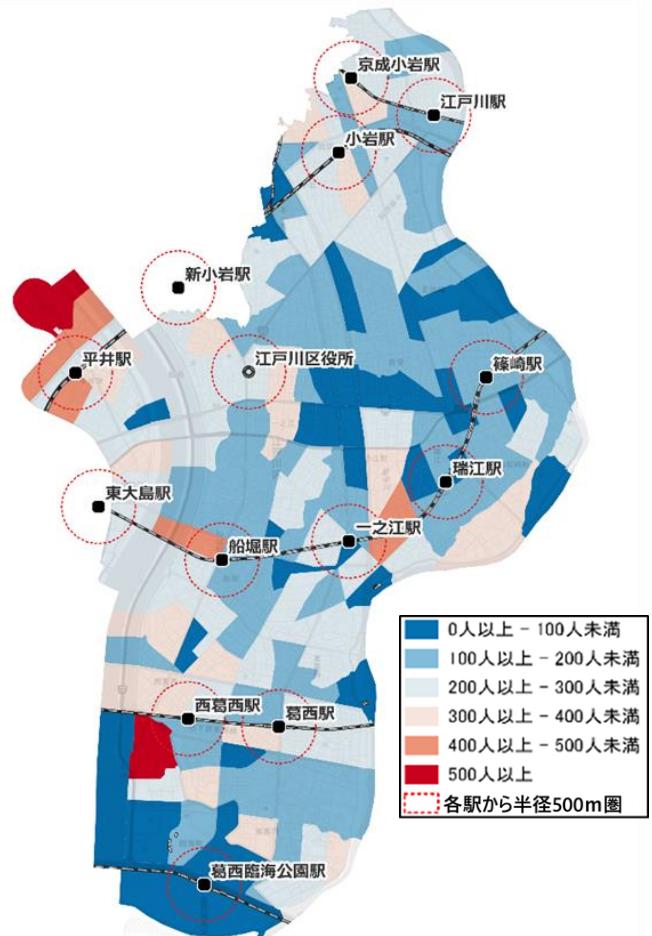
町丁目別全年齢人口は、集合住宅の多い西葛西駅・葛西駅周辺や、平井駅北部に集中しています。また瑞江駅西側は、低層な戸建て住宅が多く分布し、人口が多い地域となっています。

高齢者（65歳以上）は、各駅から半径500m圏において、西葛西駅、小岩駅、平井駅周辺で多くなっています。

【町丁目別 人口分布】



【高齢者（65歳以上）人口分布】



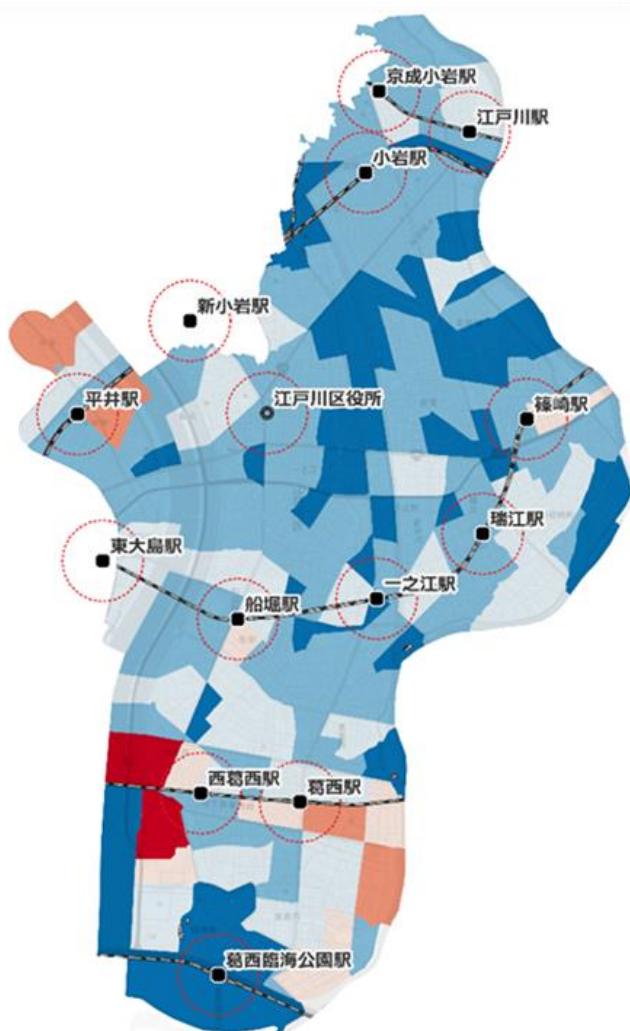
出典：住民基本台帳（令和4年4月現在）

出典：住民基本台帳（令和4年4月現在）

乳幼児（5歳以下）は、各駅から半径500m圏において、西葛西駅、葛西駅、船堀駅周辺で多くなっています。区内全体の分布では、より都心部にアクセスしやすい鉄道駅周辺に集まっている傾向にあります。

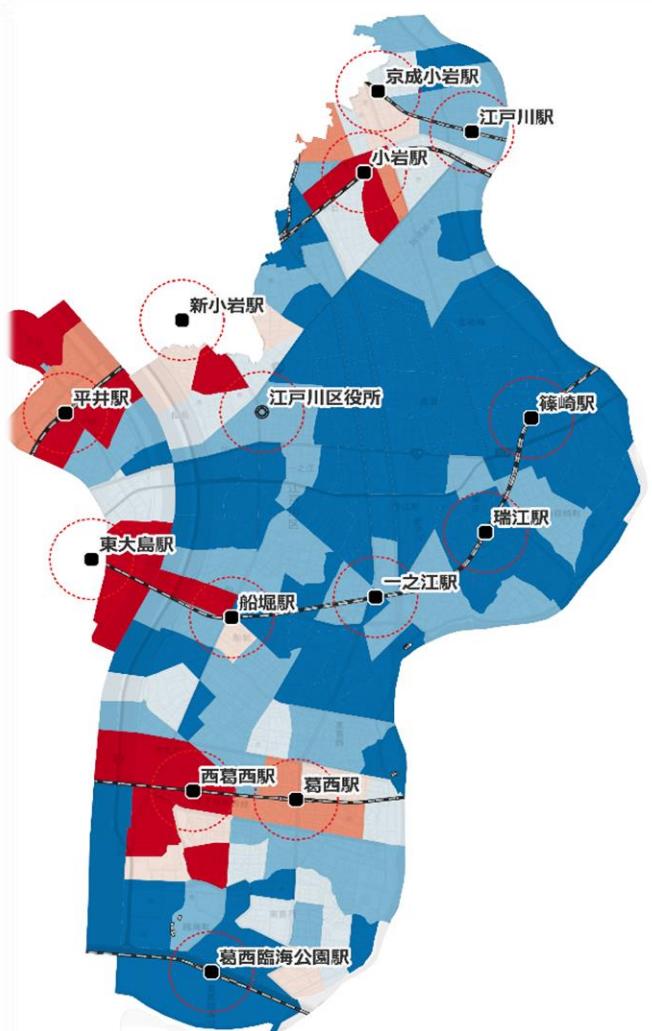
外国人は、各駅から半径500m圏において、西葛西駅、小岩駅、葛西駅、平井駅、船堀駅周辺が特に多くなっており、より都市部に近く、駅直近の地域に集中している傾向が伺えます。一方で、区中央部から東側にかけては少ない傾向にあります。

【乳幼児（5歳以下）人口分布】



0人以上 - 100人未満
101人以上 - 200人未満
201人以上 - 300人未満
301人以上 - 400人未満
401人以上 - 500人未満
501人以上
各駅から半径500m圏

【外国人 人口分布】



0人以上 - 100人未満
101人以上 - 200人未満
201人以上 - 300人未満
301人以上 - 400人未満
401人以上 - 500人未満
501人以上
各駅から半径500m圏

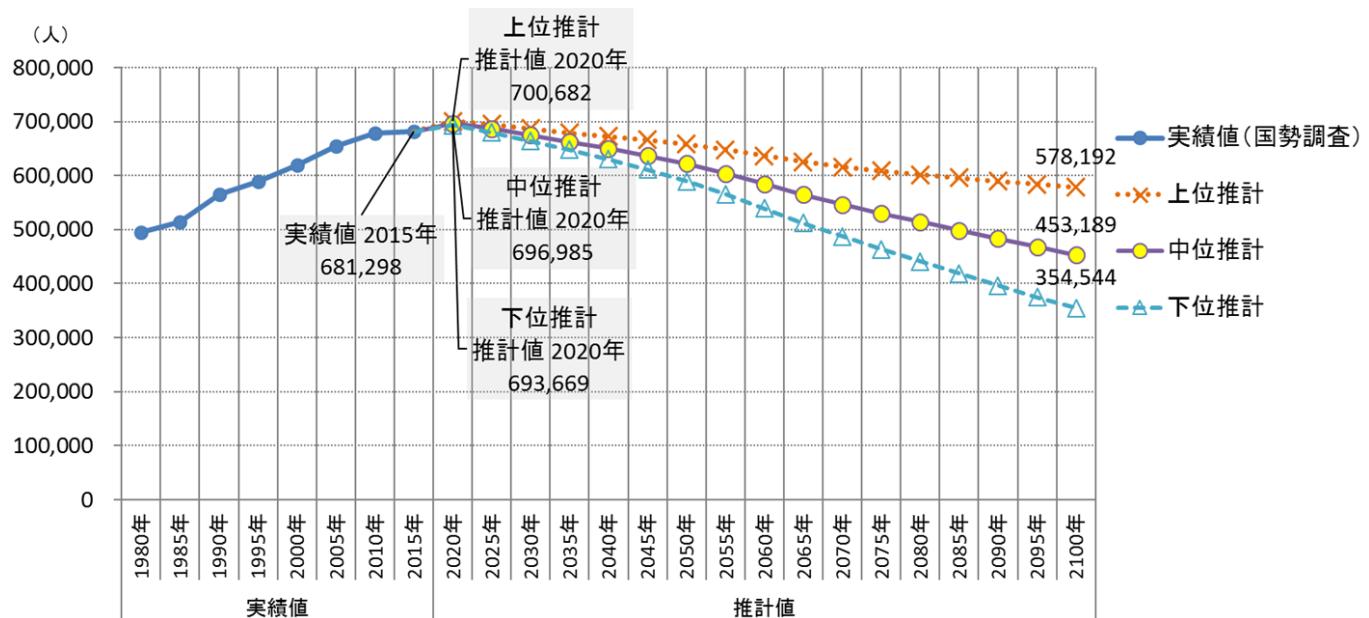
出典：住民基本台帳（令和4年4月現在）

出典：住民基本台帳（令和3年12月現在）

(2) 将来人口推計

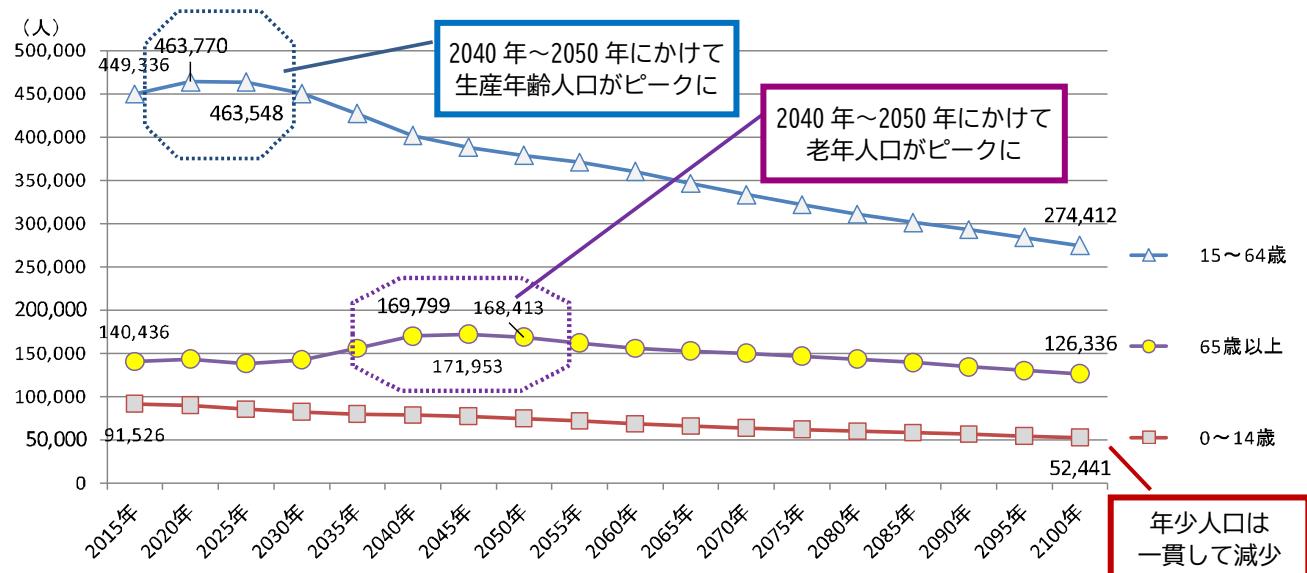
平成 29 年（2017 年）の江戸川区合計特殊出生率は 1.38 で、現状のまま推移すると仮定した場合、中位推計では 2100 年の人口が約 45.3 万人と、2015 年人口の約 68.1 万人から約 22.8 万人減少します。また、下振れと仮定した下位推計では、2015 年の約 5 割まで減少が進むと想定されます。

【江戸川区全体の将来人口の推移】



出典：施策策定のための人口等基礎分析（令和 2 年 3 月）

【江戸川区の年齢 3 区別の将来人口推移】



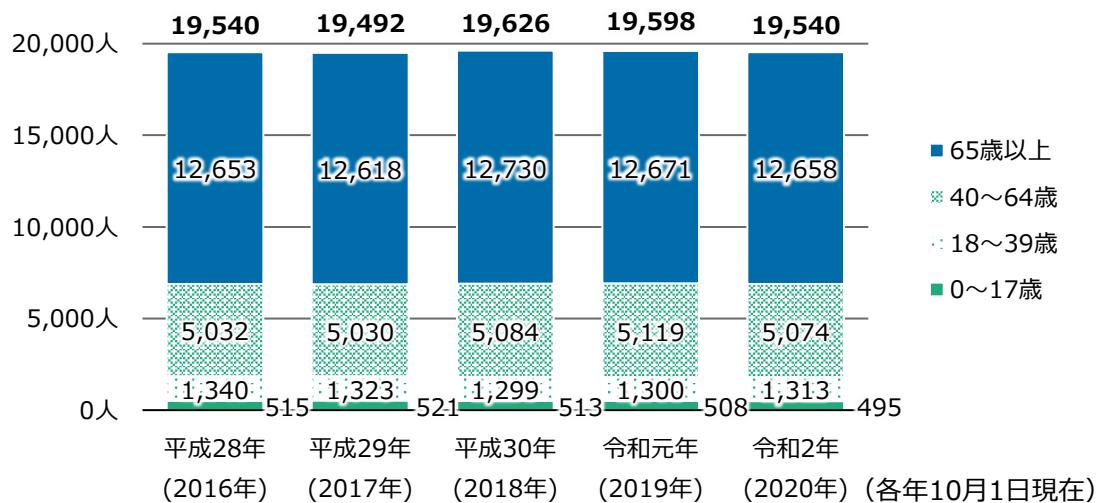
出典：施策策定のための人口等基礎分析（令和 2 年 3 月）

(3) 障害者について

① 身体障害者手帳所持者数の推移

令和2年（2020年）における身体障害者手帳所持者数は合計19,540人で、ここ数年、概ね横ばいで推移しています。年齢区分では65歳以上が全体の約65%を占めており、高齢化が顕著になっています。

【年齢区分別　身体障害者手帳所持者数】

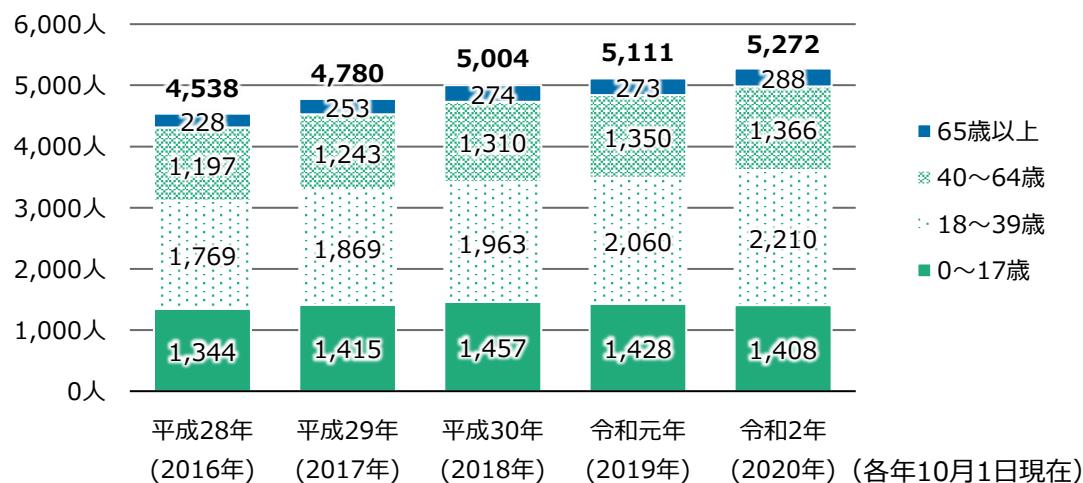


出典：第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画

② 愛の手帳所持者数の推移

令和2年（2020年）における愛の手帳所持者数は合計5,272人で、毎年増加しています。18~39歳の割合が全体の約4割を占め、最も多くなっています。

【年齢区分別　愛の手帳所持者数】

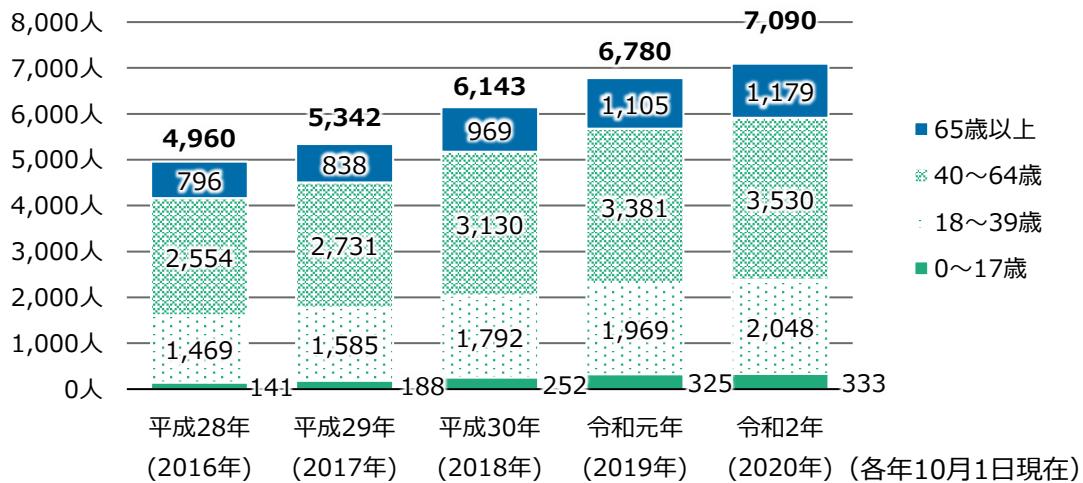


出典：第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画

③ 精神障害者福祉手帳所持者数の推移

令和2年（2020年）における精神障害者福祉手帳所持者数は合計7,090人で、すべての年齢区分で増加傾向です。40～64歳で全体の約半数を占めています。

【年齢区分別 精神障害者福祉手帳所持者】

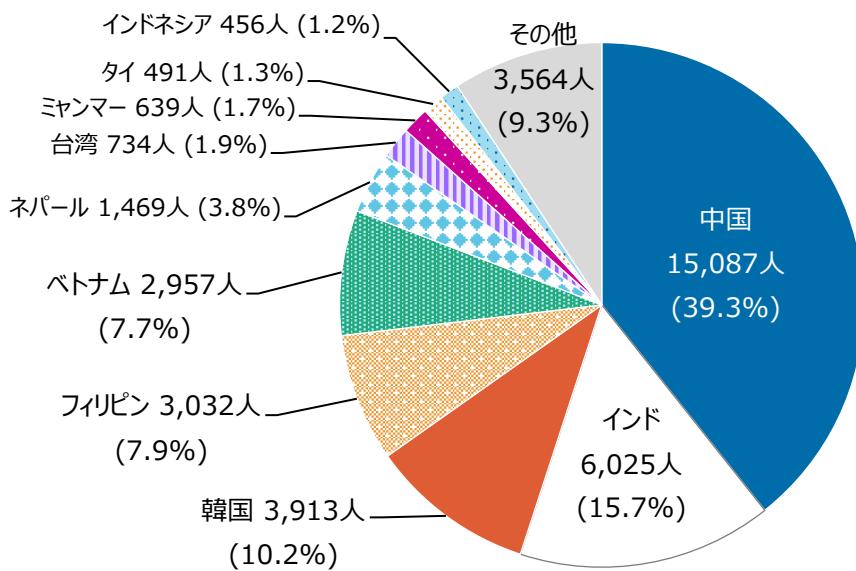


出典：第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画

（4）外国人について

令和4年（2022年）11月1日現在、38,367人（121の国・地域）が暮らしています。国籍別では中国が最も多く、区内在住外国人の約4割（39.3%）を占めており、次にインド、韓国の順となっています。

【国籍別 外国人構成比】



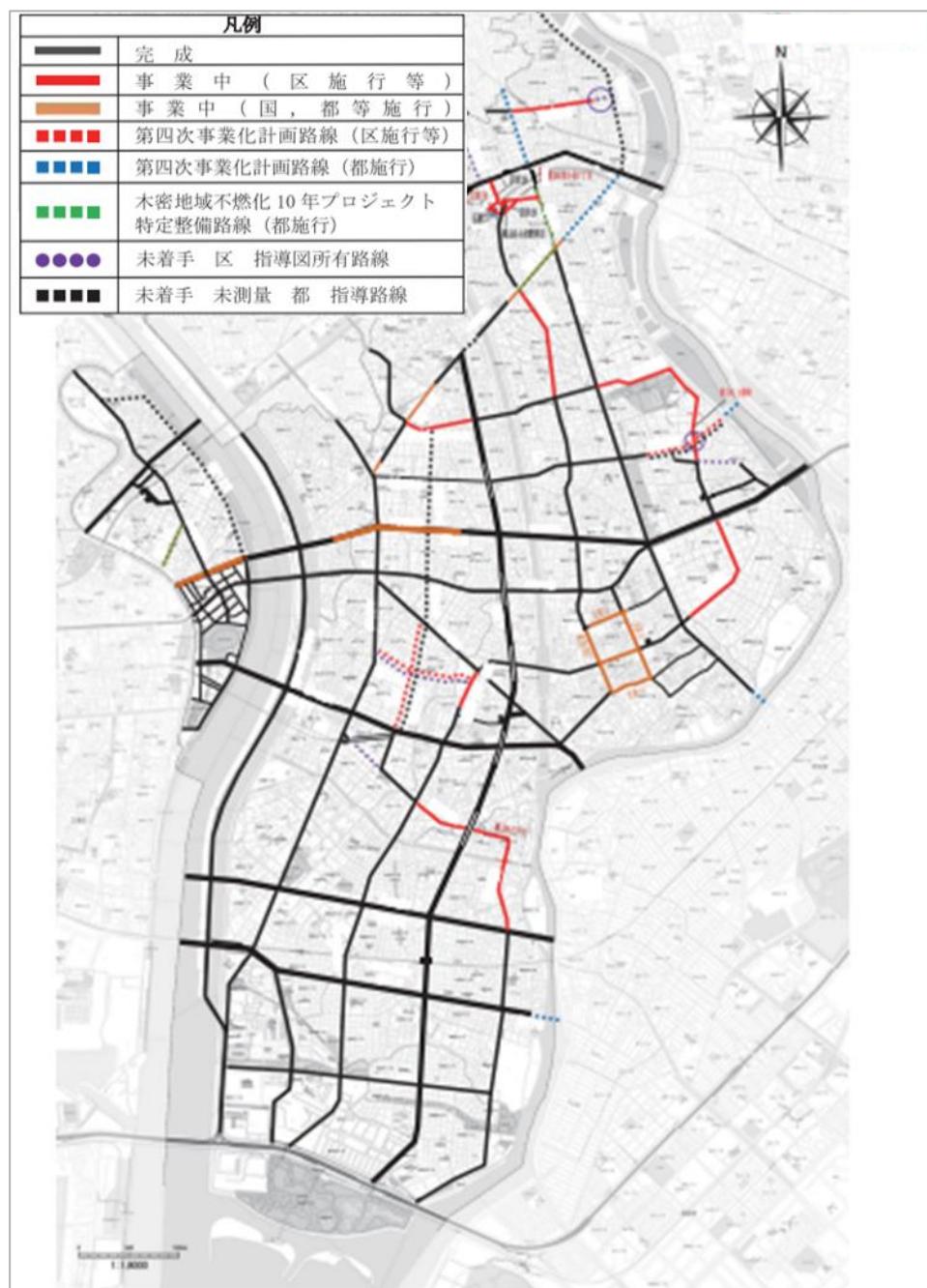
出典：江戸川区住民基本台帳（令和4年11月）

2 地域の特性

(1) 道路

区内には主要幹線道路として、南北方向にはゆりのき橋通り、船堀街道、環七通り、柴又街道、東西方向には蔵前橋通り、千葉街道、京葉道路、新大橋通り、葛西橋通り、東京湾岸道路が配置されています。また、都市計画道路の整備も進めています。

【都市計画道路】(令和4年4月1日現在)



出典：江戸川区都市計画道路検索図

(2) 鉄道・バス

区内の鉄道は、東西方向に京成本線、JR 総武線、都営新宿線、東京メトロ東西線、JR 京葉線の 5 路線が運行され、12 の駅が配置されています。

また、区内で運行する一般路線のバス事業者は、東京都交通局、京成バス、京成タウンバスの3社です。東西方向に走る鉄道に対して、南北方向のバス路線網が形成され、西側に東京都交通局、東側に京成バス、北側に京成タウンバスが運行しています。



出典：江戸川区ホームページ（江戸川区の道路と鉄道）

【鉄道駅利用者数】 ※新小岩駅は葛飾区のため含まず

駅名	乗降客数(人/日)	駅名	乗降客数(人/日)
JR線 平井駅	53,546	新宿線 一之江駅	36,592
JR線 小岩駅	104,934	新宿線 瑞江駅	46,834
京成線 京成小岩駅	15,397	新宿線 篠崎駅	34,557
京成線 江戸川駅	5,143	東西線 西葛西駅	79,655
新宿線 東大島駅	24,491	東西線 葛西駅	81,519
新宿線 船堀駅	50,855	JR線 葛西臨海公園駅	22,066

JR：令和3年度平均乗客数×2 / 新宿線、東西線、京成線：令和3年度平均乗降客数

出典：各鉄道会社HP

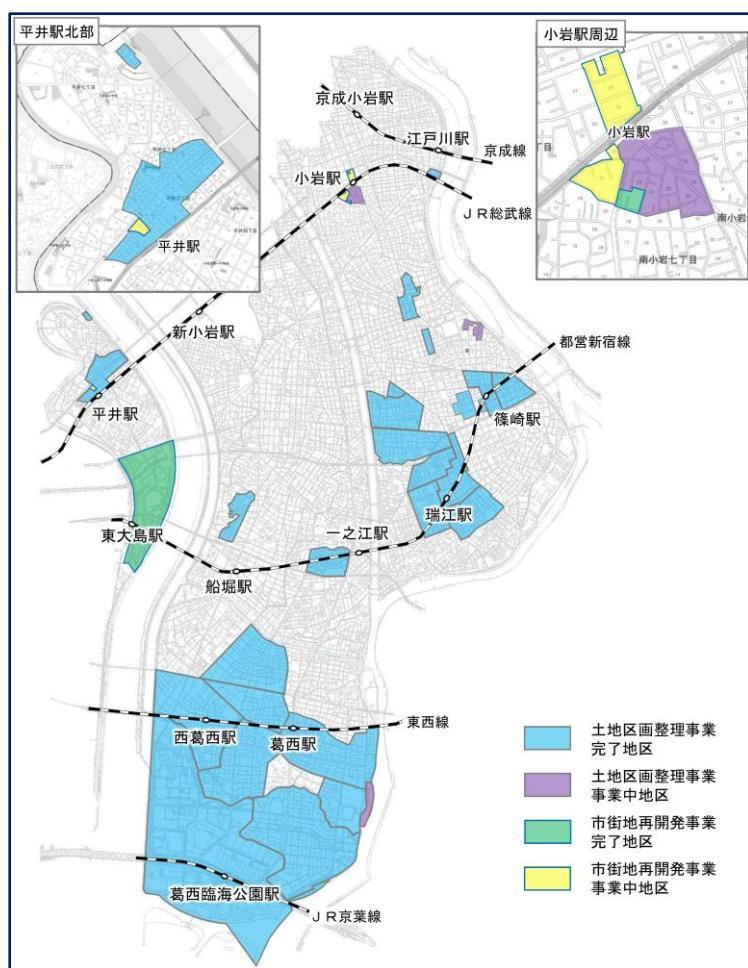
(3) まちづくり事業

駅周辺におけるまちづくりとして、平井駅、篠崎駅、瑞江駅、一之江駅、西葛西駅、葛西駅、葛西臨海公園駅周辺は土地区画整理事業により、東大島駅周辺は市街地再開発事業により、良好な都市基盤が整備されています。

また、災害に強いまちを目指すため、上一色・本一色・興宮地区、南小岩南部・東松本付近地区、二之江西地区、平井二丁目地区等で、密集住宅市街地整備促進事業が行われています。さらなる安全性、防災性の向上を図るため、平井五丁目駅前地区では市街地再開発事業が、JR 小岩駅周辺地区、船堀駅周辺地区では大規模なまちづくり事業が進められています。

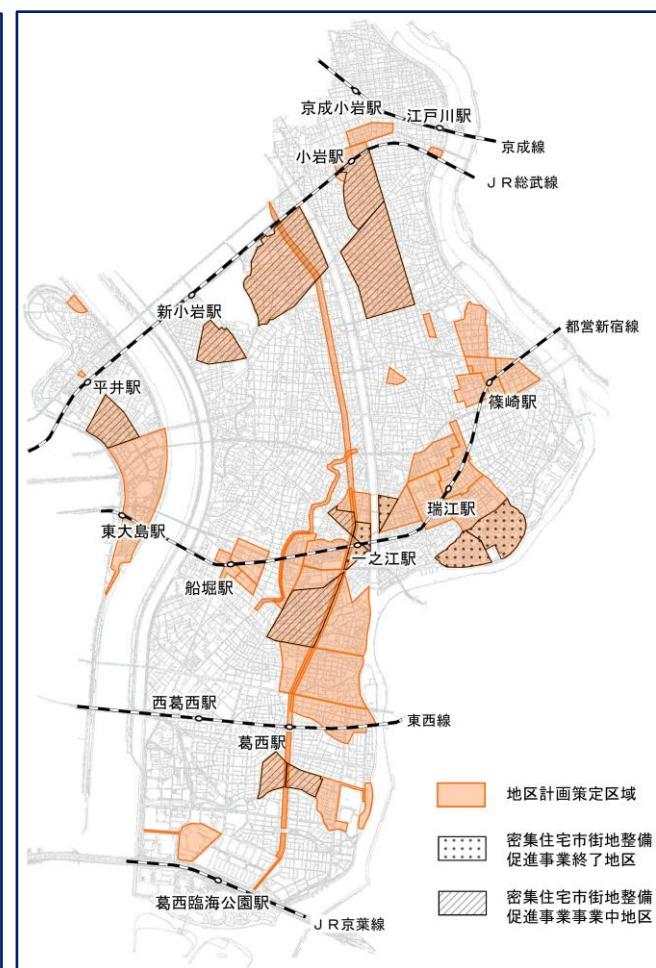
【土地区画整理事業、市街地再開発事業】

(令和 5 年 3 月末現在)



【地区計画、密集住宅市街地整備促進事業】

(令和 5 年 3 月末現在)

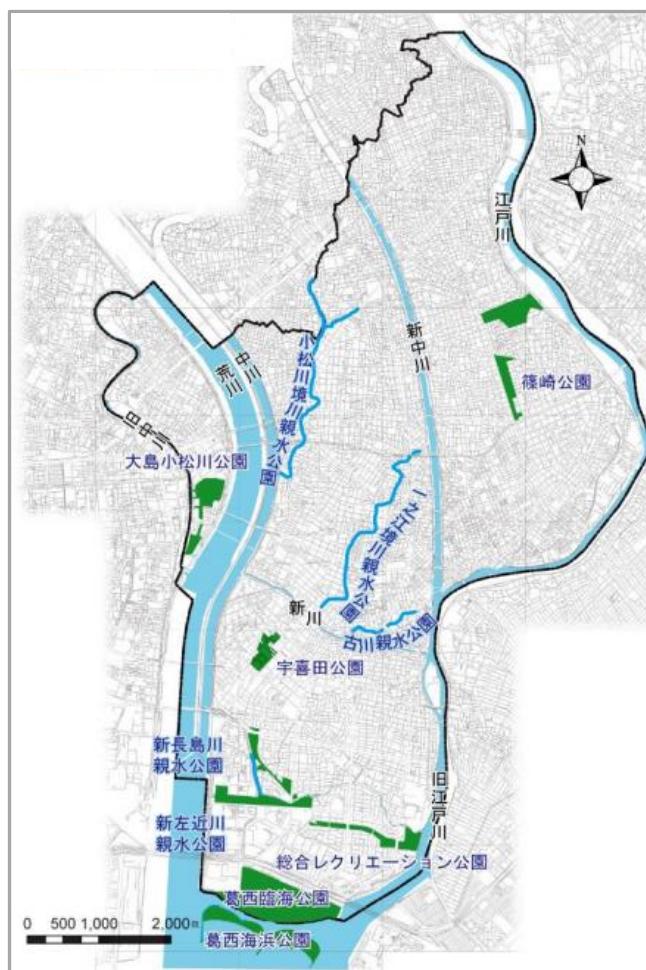


(4) 水とみどりの配置状況

区内には、篠崎公園、大島小松川公園、宇喜田公園、総合レクリエーション公園、葛西臨海公園・葛西海浜公園等の大規模な公園をはじめ、498箇所の公園が整備され区民の暮らしに潤いと安らぎをもたらしています。

また、江戸川、荒川など7つの河川が流れしており、四季折々の花や草木が楽しめる5つの親水公園や、18の親水緑道など、水とみどりのまちづくりを進めています。

【河川・大規模公園・親水公園・親水緑道の現況】



出典：江戸川区都市計画マスターplan
(平成31年度)



出典：親水緑道路線図
(江戸川区ホームページ)

(5) 将来都市構造

本区では、都市計画マスター プランにおいて「地域の魅力が人をつなぐ活力交流都市」、「温かな地域コミュニティが支える生涯生活都市」、「水とみどりが暮らしに憩いを与える快適環境都市」、「災害に強く、回復力のある安全安心都市」の4つの将来都市像を掲げています。

【将来都市構造図】

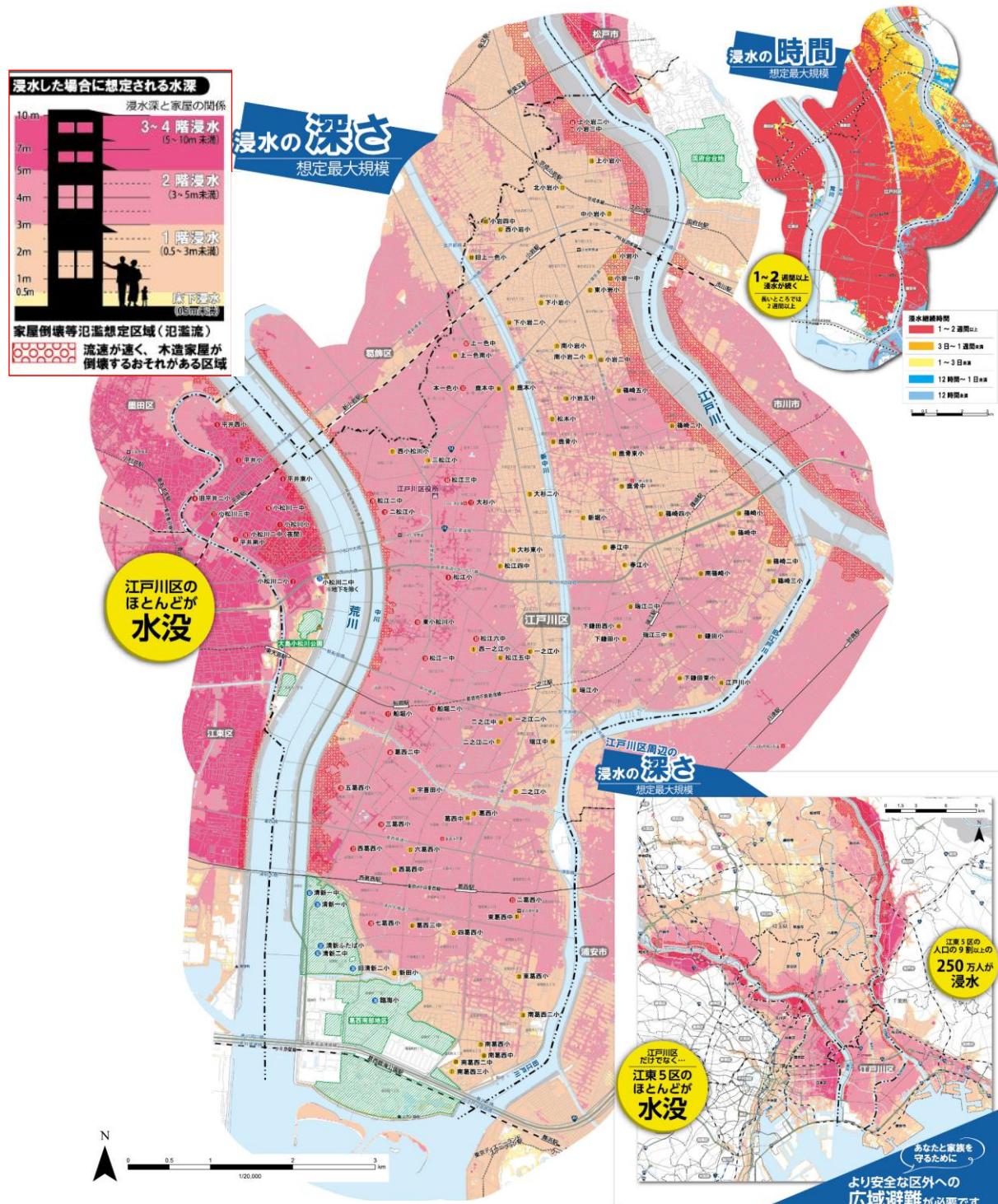


出典：江戸川区都市計画マスター プラン（平成 31 年度）

(6) 地勢特性

本区は、陸域面積の約7割が満潮位以下のゼロメートル地帯となっています。そのため、荒川や江戸川の堤防決壊による洪水や海からの高潮により、市街地の大部分が浸水する恐れがあります。

【浸水した場合に想定される水深】



出典：江戸川区水害ハザードマップ（令和4年3月現在）

第3章

計画づくりの歩みと
これからの中づくりに
向けた課題

第3章 計画づくりの歩みとこれからのまちづくりに向けた課題

1 江戸川区移動等円滑化促進方針策定協議会の設置

本計画策定にあたり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき「江戸川区移動等円滑化促進方針策定協議会（以下「協議会」という）」を設置しました。協議会では、移動等円滑化促進方針の策定に関することや、移動等円滑化促進地区の設定などについて、さまざまな議論が行われました。

◆構成員

学識経験者、高齢者、障害者、地元商店街関係者、鉄道や道路の施設設置管理者、公安委員会、行政機関、区職員により構成

協議会開催	内 容
第1回（令和3年9月）	・ユニバーサルデザインマスターplanの現状と今後の取り組みについて
第2回（令和4年2月）	・アンケート調査結果について
第3回（令和4年5月）	・移動等円滑化促進地区の設定について ・区内全域における、バリアフリー推進エリアの設定について
第4回（令和4年9月）	・まちあるき点検、ヒアリング調査、主要駅構内点検の実施報告 ・マスターplan策定方針について ・移動等円滑化促進地区の設定について ・心のバリアフリーに関する取り組みについて
第5回（令和4年12月）	・ユニバーサルデザインマスターplan（案）について

※全回リモートにて開催



令和4年度（2022年度）第4回協議会の様子

2 各種調査・点検の実施

本計画策定にあたり、ユニバーサルデザインの視点から見た現状の問題点、これまでのバリアフリー化への取り組みに関する評価及び、今後の課題を把握するため、以下の調査を実施しました。

※ 調査の内容や主な意見など、詳細については「資料編」をご覧ください。

(1) 外国人アンケート（WEB）調査

調査対象：20歳以上の外国人 5,000人

主な調査内容：生活満足度や日常生活でのトラブル、日本語について

(2) 専門職アンケート（WEB 及び紙）調査

調査対象：区内の介護事業所(165事業所)、障害者相談支援事業所(45事業所)

主な調査内容：駅やまちのバリアフリーの現状や、災害時のバリアフリーについて

(3) 団体アンケート（WEB 及び紙）調査

調査対象：高齢者、障害者、外国人の各団体(計22団体)及び保育ママ(7名)

主な調査内容：駅やまちのバリアフリーの現状や、災害時のバリアフリーについて

(4) 精神障害者アンケート（紙）調査

調査対象：自立支援施設通所者(7名)

主な調査内容：外出時の情報取得方法や、災害時の備えなどについて

(5) 各団体へのヒアリング調査

調査対象：商店街振興組合、江戸川区ろう者協会、障害者相談員

主な調査内容：日常生活や災害時における課題、心のバリアフリーについて

(6) バリアフリーまちあるき点検

実施地区：船堀地区、平井地区

参加者：高齢者、障害者、外国人、保育関係者、交通管理者、道路管理者ほか

(7) 主要駅及び生活関連施設におけるバリアフリー点検

実施駅：小岩駅、平井駅、船堀駅、西葛西駅、葛西駅

実施施設：南小岩コミュニティ会館、タワーホール船堀、葛西区民館、
清新町健康サポートセンター

3 関わりのある計画等の分析

本計画策定にあたり、特に関連性の高い上位・関連計画の課題を整理しました。

主な計画	主な課題
江戸川区熟年しあわせ計画及び 第8期介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none">・高齢化とともに来る要介護者の増加・地域のネットワークや居場所づくり・誰もが快適に移動できるユニバーサルデザインの推進
第6期江戸川区障害福祉計画 第2期江戸川区障害児福祉計画	<ul style="list-style-type: none">・障害者差別解消法の普及啓発・相談・駅や施設のバリアフリー化
未来を支える江戸川こどもプラン	<ul style="list-style-type: none">・外国にルーツを持つ子どもへの配慮、支援・障害児への切れ目ない支援と、インクルーシブな社会の推進
江戸川区都市計画マスターplan	<ul style="list-style-type: none">・快適な移動を支える利便性の高い交通体制の構築・豊かな地域力を生かし多様な世代が暮らしやすいまち・地域拠点や災害に強いまち
江戸川区地域公共交通計画	<ul style="list-style-type: none">・車両・バス停のさらなるバリアフリー化・車両優先席のゆずり合い等、心のバリアフリーの推進
江戸川区地域防災計画	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者名簿を活用した支援体制の確立・避難支援等関係者と連携した個別避難計画の策定
主要事業（令和4年4月現在）	<ul style="list-style-type: none">・まちづくり関連事業（京成小岩駅・小岩駅・船堀駅）・高台まちづくり（篠崎公園地区・JR 小岩駅周辺地区・新庁舎、船堀駅周辺地区）・第一種市街地再開発事業（平井駅・小岩駅）

上記課題を踏まえ、以下の3つの視点を考慮し、本計画を策定します。

視点①

心のバリアフリーについては上記関連計画でも取り上げられていますが、社会や環境のあり方、仕組みが障害を作り出していることを理解し、社会の責務としてこの障壁を取り除くために、本計画の策定が重要となります。

視点②

複数の拠点（駅）においては、大規模な事業が進められており、本計画と並行したバリアフリーの具体化が期待されます。

視点③

誰もが円滑に移動できるよう、公共施設や公共交通等のバリアフリー化に加え、災害時を想定したユニバーサルデザインを考慮する必要があります。

4 これからのまちづくりに向けた課題の整理

ユニバーサルデザインのまちづくりに向け、移動等円滑化促進方針策定協議会での検討、各種アンケート調査、まちあるき点検、ヒアリング調査等から、バリアフリー化に関する主な課題を項目ごとに抽出、整理しました。

(1) 心のバリアフリー

- ・高齢者、障害者、外国人、LGBTQ 等、それぞれの特性や配慮についての理解促進
- ・合理的配慮の理解と、行動を促す啓発
- ・施設、公共交通等、利用者マナーの向上促進



(2) 道路、歩道、駅前広場

- ・歩行環境の整備（植栽の管理や路面損傷箇所の修繕）
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備
- ・歩行者動線の確保（歩行の支障となる看板や路上駐輪の解消）



(3) 公共施設、建築物

- ・段差解消（出入口の段差解消）
- ・施設内の視覚障害者誘導用ブロックの整備
- ・トイレ（公園手洗所）等のユニバーサルデザイン化
(オールジェンダートイレや男性トイレのベビーベッド、サニタリーボックス等の整備)



(4) 公共交通

- ・誰もが利用しやすい車両や、乗降スペースの整備（乗降時の高低差対策）
- ・駅構内エレベーター周辺の動線整備と利用者マナーの向上
- ・手助けが必要な人へのスムーズな介助の意識向上



(5) 案内、標示

- ・施設案内の情報発信の充実（トイレ、バス停など）
- ・場面を問わず統一的なピクトグラムを用いた分かりやすい情報提供
- ・駅の券売機や窓口での連携した障害者対応
- ・看板等の表示や手続き（申請書類等）における、ガイドラインに則した「やさしい日本語」表記及び多言語化の促進
- ・聞き取りやすい音声誘導装置の整備



(6) コミュニケーション、情報

- ・多様なコミュニケーション手段の充実（筆記・手話・音声等）
- ・区民ニュースや区からのお知らせなどの情報提供方法の充実

(7) 防災

- ・防災無線をはじめとした重層的な情報伝達手段の整備
- ・避難所のバリアフリー化
- ・誰にでも分かりやすい避難所、避難場所への誘導表示
- ・大規模水害時の実効ある避難計画策定、体制構築、訓練推進
- ・避難所や医療救護所等への安全な移動（移動手段の維持など）



第4章

ユニバーサルデザインの まちづくりの方針

第4章 ユニバーサルデザインのまちづくりの方針

1 基本理念（目指すまちの姿）

ともに生きるまち江戸川区

すべての人が年齢、性別、性的指向や性自認、国籍、障害や病気の有無などの人の多様性を認め合い、支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らせる、「ともに生きるまち」の実現を目指します。

心のバリアフリー
を進めます



ともに生きるまち江戸川区



情報が簡単で
的確に得られる
環境を整備します



**災害時・
緊急時**にも
安全・安心に避難
でき、命を守る環境
を整備します



まちのバリアフリー
を推進します

2 基本方針（ユニバーサルデザインのためのキーワード）

本計画では基本理念「ともに生きるまち江戸川区」の実現に向けた移動等の円滑化促進を図るため、4つの基本方針のもと、取り組みを推進していきます。

方針1 ひと・心（お互いに理解し、支え合える心を育みます）



さまざまな心身の特性や考え方を持つ人々が相互理解を深めるために、コミュニケーションを取り、支え合えるよう、心のバリアフリーに関する取り組みを推進します。



方針2 まち・くらし（皆が安全・安心に過ごせるまちのバリアフリーを推進します）

誰もが安全・安心に、支障なく円滑に利用できる道路や公共施設等の整備を推進します。



方針3 情報（情報が簡単で的確に得られる環境を整備します）

さまざまな情報を誰もが分かりやすく、簡単に得られる環境づくりを推進します。



方針4 防災（いざという時も安全・安心に避難でき、命を守る環境を整備します）

災害時や緊急時であっても平時と同様に移動し、安全に避難できるよう、取り組みを推進します。

3 基本方針に基づく主な取り組み

方針1 ひと・心（お互いに理解し、支え合える心を育みます）

1. 心のバリアフリーについて

地域社会には、子どもから高齢者まで、年齢、性別、国籍を問わず、さまざまな人が暮らしています。その中には、病気やけがのため車いすを利用している人、白杖を利用している人、ブザーやアナウンスが聞こえない人などもいます。

心のバリアフリーは、さまざまな心身の特性や考え方を持つ、すべての人々が互いに理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことを意味しています。

歩道巻込み部の段差解消や、視覚障害者誘導用ブロック、音声誘導装置の設置など、ハード面の整備が進んでも、それだけでは真の意味でのバリアフリー化は図れません。

わたしたち一人ひとりがお互いの特性を理解し、相手の気持ちになって考え方接することが大切です。



心のバリアフリーを体現するための3つのポイント

①障害のある人への社会的障壁（バリア）を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル※」を理解すること。

※バリアは障害そのものではなく、障害のないことを前提に作られてきた社会や組織、文化や慣習などが原因で作り出してしまった「社会」側にあるという考え方

②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。

③自分とは異なる条件を持つ、多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し、共感する力を培うこと。

出典：(国) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

2. 心のバリアフリーを推進するための継続的な取り組み

(1) “気づき”につながる啓発活動

① さまざまなツールを活用した「ともに生きるまちを目指す条例」の普及啓発

「ともに生きるまちを目指す条例」を分かりやすく解説した動画や、子どもにも分かりやすく伝えるための絵本を作成し、本区が目指す「ともに生きるまち」の理念をたくさんの人々に伝え、心のバリアフリーの理解が浸透するよう、イベントや研修等で活用し、啓発を続けていきます。



共生社会の動画



共生社会の絵本



共生社会情報サイト
「TOMONI」2次元コード

② 各種講演会やバリアフリー教室の開催

障害者や高齢者、LGBTQへの理解や気づきにつながる講演会の積極的な開催、国土交通省関東運輸局による「バリアフリー教室」への参加など、疑似体験や介助体験等を通して、バリアに関する困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、支え合うことの大切さを、学校だけでなく、民間事業者や商店街等にもより広く周知していきます。



デフリンピアンによる講演会
(南葛西第三小学校)



義足体験
(清新第二中学校)



国土交通省関東運輸局による
バリアフリー教室 (北小岩小学校)

③ 次世代を担う子どもたちの学びの機会の提供

公立小中学校等の教員を対象とした「ユニバーサルデザインの授業づくり」に係る研修を行うとともに、障害への理解を促進し、他者を思いやる心を育む教育など、充実した交流及び共同学習を実施します。そのうえで、人権尊重の精神を基盤に「地球人」としてともに生きる教育を推進していきます。

④ 権利擁護普及啓発用カードの作成

障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求め、差別をなくすことで障害のある人もない人も、ともに生きる社会を目指す法律です。

合理的配慮は、障害者から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの配慮を求められた場合、役所や事業者は、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

区では、障害者差別解消法について分かりやすく内容を解説した権利擁護啓発カードを作成しました。今後も、差別のない社会を目指すため、権利擁護や権利意識の醸成につながる講演会など、啓発活動を行っていきます。



⑤ 手話普及啓発リーフレットの作成

「江戸川区手話言語条例」の制定にあたり、聞こえない・聞こえにくい人への理解を深めるとともに、手話の普及啓発を図るため、あいさつや指文字などの簡単な手話が掲載されたリーフレットを作成しています。



⑥ 登録手話通訳者養成講座等の開催

江戸川区登録手話通訳者を目指している 18 歳以上の方を対象とした、手話通訳者養成講座を開催し、区の手話通訳派遣事業で活躍いただく通訳者の養成を行っています。

また、職員の自主活動として、ろう文化や日本手話の基礎を学ぶため、職員を対象とした手話勉強会を平成 28 年（2016 年）より実施し、職員にも手話の浸透を図っています。

(2) スポーツやイベントなどを通じた理解の促進

① スポーツを通じた障害への理解

本区では、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日、都内自治体では初となる障害者スポーツの専管組織を設置し、障害者スポーツの振興とともに、スポーツを通じた障害への理解促進につながる活動を行っています。区内最大のパラスポーツイベント「パラスポーツフェスタえどがわ」やユニバーサルスポーツである「ボッチャ」の大会など、障害の有無によらず同じ場所で同じスポーツを体験できる機会を多く作ることで、多様性を育んでいます。障害の理解促進のため、さらなる事業の拡充を図っていきます。



パラスポーツフェスタ



ボッチャ交流大会

「パラスポーツマップ」の作成

本区では、東京 2020 パラリンピック競技大会で行われた 22 競技すべてを区内で競技できるよう環境を整え、2020 年 12 月から「東京 2020 パラリンピック 22 競技 “できる” 宣言！」として取り組みを開始しました。この取り組みにより、障害の有無に関わらず誰もが区内でパラスポーツを楽しめるようになりました。

「パラスポーツマップ」には、パラスポーツの種類や競技できる場所の情報だけでなく、その魅力や区内在住のパラアスリート、まちのバリアフリーなどの情報も満載です。



2021 年発行

② イベントを通じた多様性の理解

中高生の活動拠点「共育プラザ」は区内に 7 館あり、中高生と外国人が共育プラザに集い、英語のみを使用し一日を共に過ごす事業「イングリッシュキャンプ」や、中高生と高齢者や障害者がゲームを通じて交流する e スポーツなどの事業を実施し、互いを認め合い、寛容性を高める取り組みを継続していきます。



イングリッシュキャンプ



e スポーツ（中高生サークル）

【参考：障害に関するシンボルマーク】

障害に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや、法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。

駅や公共施設、店舗等で普段から目にする代表的なものを紹介します。

◆ 障害者のための国際シンボルマーク		◆ ほじょ犬マーク	
	障害のある方が利用しやすい施設であることを表す、世界共通のマークであり、障害のあるすべての方を対象としたマーク。		身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる施設の入口などに貼るマーク。
◆ 盲人のための国際シンボルマーク		◆ オストメイト対応トイレマーク	
	視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器に表示する世界共通のマーク。		オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）であることと、オストメイトの為の設備があることを示すシンボルマーク。
◆ 身体障害者標識（身体障害者マーク）		◆ ハート・プラスマーク	
	法令で定める程度の肢体不自由である人が免許を受けて運転する車に表示するマーク。		内臓や身体内部に障害のある方を表し、外見からは分かりにくいため、存在を示して、理解と協力を広げるために作られたマーク。
◆ 聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）		◆ 「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク	
	政令で定める程度の聴覚障害のある人が免許を受けて運転する車に表示するマーク。		白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚障害者を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマーク。
◆ 耳マーク		◆ ヘルプマーク	
	聴覚に障害があることを表し、コミュニケーションに配慮を求める場合などに使用されているマーク。また、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されている。		義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク。

※ヘルプマークは区内都営バス営業所及び区内都営地下鉄各駅にて配布しています。

【参考：ヘルプカード】

本区では、自ら「困った」となかなか伝えられない障害者などの皆さんに、普段から身に付けておくことで、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする「ヘルプカード」を作成しています。「ヘルプカード」には、援助する人に伝えたい情報（名前、連絡先、障害や病気の有無などの内容や、知ってほしいこと、配慮してほしいことなど）を記入できるようになっています。

対象は、身体障害者、知的障害者、精神障害者や難病患者、そのほかヘルプカードを必要とするすべての方が対象で、障害者手帳交付の有無は問いません。



【参考：意思表示カード】

新型コロナウイルス感染症拡大防止策として「マスク着用」の習慣が浸透しました。しかし、社会の中には呼吸器、皮膚、心臓病等の疾患や小耳症、感覚過敏など、さまざまな病気や障害が原因で、マスクの着用が難しい方がいます。

「マスクをすることが難しい方がいる」ことを周知するために、意思表示カードがあります。



方針2 まち・くらし（皆が安全・安心に過ごせるまちのバリアフリーを推進します）

1. 道路・歩道

（1）道路の整備

円滑な都市活動を支える重要な基盤である道路については、都市計画道路整備の推進に向け、国、東京都、隣接区等の関係機関との調整及び、事業促進に向けた働きかけを行い、平常時の円滑な交通と災害時の活動を支える道路ネットワークを形成していきます。

（2）歩道の整備

誰もが安心して快適に移動できるよう、視覚障害者誘導用ブロックや音響式信号機・エスコートゾーンの設置、自転車ナビマークやブルーレーンなどの自転車走行環境の整備、電線類の地中化・無電柱化の推進など、誰にもやさしい道づくりを推進します。

また、歩道巻込み部については、平成5年度(1993年度)から行っている「段差解消ブロック」(江戸川方式)の整備を進め、車いす利用者やベビーカー利用者と視覚障害者双方が安全に利用できる道づくりを進めます。



エスコートゾーン



ブルーレーン
(自転車走行環境)

（3）踏切道の安全対策

令和4年（2022年）6月「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」の改定に伴い、視覚障害者の踏切での事故を防止するため、鉄道事業者と連携し、新たに踏切手前部への視覚障害者誘導用ブロック及び踏切内誘導表示の設置を進めていきます。

（4）誰でも移動しやすい一体的な交通ネットワークの維持・充実

持続可能な公共交通網の形成に向け、主要施設の分布状況や社会情勢などによる交通需要の変化に応じ、バス路線を見直していきます。また、公共交通のサービス圏域の充実を図り、あわせて駅前広場やバス停留所及びタクシー乗り場などの交通施設の安全性向上及び環境整備を促進するため、バス・鉄道事業者等へ働きかけます。

【当事者の意見を踏まえた取り組み】

本区では毎年、江戸川区視覚障害者福祉協会やリハビリ自主グループ、道路管理者、交通管理者（警察）などが参加する「やさしい道づくり意見交換会」をそれぞれ行っています。

ここでは、障害がある当事者などから直接、道路や歩道に関する課題や要望などを聴くとともに、直近の整備内容や改善状況を報告しています。

このような場での意見交換や、各団体と共に、実際に現地を確認するフィールドワークなどを継続的に行うことで、誰もが安全に、安心して利用できる道づくりを進めます。



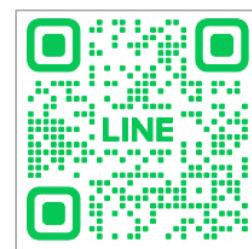
意見交換会の様子



フィールドワークの様子

【区公式LINEアカウントからの道路等の損傷投稿】

区が管理する道路（道路舗装、側溝、カーブミラー・標識、ガードレール・車止め、街路灯など）の損傷状況をいち早く把握するため、区の公式LINEアカウントへ近景・遠景写真、位置情報、損傷状況や道路情報等、投稿いただいた情報をもとに損傷箇所を把握し、対応状況報告をホームページに掲載しています。



区公式LINEアカウント
通常メニュー
「損傷を投稿」から投稿

2. 公共交通

(1) 鉄道駅

各駅においては、高齢者、障害者、外国人など多様な人々の移動及び、施設利用の安全性や利便性を向上させるため、通路幅の確保、段差の解消、エレベーターや手すりの設置、施設出入口のひさしの設置、十分な明るさの確保、表示の多言語化などに取り組んでいます。また、「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」の新たな取り組みとして、利用者の多い駅では移動円滑化された経路が1ルートだと障害者、高齢者等が遠回りを余儀なくされる現状を受け、東京都は2ルート以上の複数乗り換えルートの整備を示し、鉄道事業者は駅の状況に応じた整備計画を立案する制度ができました。

また、東京都が策定している踏切対策基本方針の一つとして、道路と鉄道の交差部において鉄道を一定区間立体化する「鉄道立体化」の検討対象区間を抽出しており、区内で運行されている京成本線（京成高砂～江戸川駅付近）において「京成本線立体化事業」が検討されています。

区は、さらなる利便性・安全性を高めるために、今後も継続的に国や都及び各交通事業者へ要望していきます。

(2) バス

誰もが快適で使いやすく環境にやさしいバス交通とするため、ベンチ、手すり、視覚障害者誘導用ブロック、音声誘導装置の設置など、バス事業者並びに道路管理者、交通管理者等と協力し、バス停留所のさらなる整備を進めます。



ノンステップバスによる乗車



ベンチや手すり、視覚障害者誘導用ブロックなど、利用者に配慮したバス停留所

3. 公共施設・学校・公園・トイレ・手洗所・民間施設

(1) 公共施設・学校

ユニバーサルデザインの考え方のもと、高齢者、障害者、ベビーカー利用者など、すべての人が安心して利用できるよう、スロープや手すりの設置、エレベーター、点字・音声案内、さまざまなニーズに対応したトイレ等の整備を進めていきます。

また、令和3年（2021年）4月に改正されたバリアフリー法では、バリアフリー適合義務の対象施設として、公立小中学校等が追加されました。学校は、災害時には避難所になる施設のため、地域施設としての一面もあり、すべての人が円滑に利用できるよう、バリアフリー化を推進します。

(2) 公園

車いす利用者が利用しやすい水飲み場や、出入口の視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリーに対応した誰もが一緒にふれあいながら楽しく遊べる公園（インクルーシブ公園）を整備します。また、公園内に設置する手洗所は、1基以上をバリアフリー手洗所とし、さらにオストメイト対応手洗所の導入も進めていきます。



公園出入口視覚障害者誘導用ブロック



車いす対応型水飲み場

(3) 公共のトイレ・手洗所

公共のトイレ・手洗所については、高齢者や障害者、外国人など、誰もが快適に利用できるよう、洋式化やピクトグラムを利用した分かりやすい誘導サイン、音声誘導装置の設置など、区民ニーズも十分図りながら推進していきます。また、多様なニーズに対応したオールジェンダートイレの設置についても検討していきます。



区内公共施設バリアフリートイレ



公園のバリアフリー手洗所

(4) 民間施設

民間事業者による店舗・施設等のバリアフリー化を促進するため、区のホームページや広報誌などを活用し、共生社会の理念浸透を図ります。

また、小規模店舗を含む商店街や民間施設と協力し、円滑な入店環境や、歩行の支障となる事象を未然に防止するよう努めます。

方針3 情報（情報が簡単で確実に得られる環境を整備します）

1. 多様なコミュニケーション手段の確保

(1) 手話による情報提供

本区では、手話の普及や理解促進を図るため、都内の自治体では初めて、「手話言語条例」を制定し、手話通訳者の派遣や、区役所窓口でのタブレット端末を利用した遠隔手話通訳サービスの導入などに取り組んでいます。

また、江戸川区歌の手話動画を作成し、動画と動画解説を区の公式ホームページに掲載しています。

今後も、聴覚障害者や言語機能障害の方が円滑な意思疎通が行えるよう、社会参加の促進に必要なコミュニケーション手段の確保を図っていきます。



※画面はイメージです。
遠隔手話通訳サービス



区歌の手話解説動画

(2) 音声等による情報提供

区の公式ホームページでは、視覚障害や色覚障害のある人に配慮し、文字の拡大や色の変更について、音声読み上げ機能を利用し情報を得ることができます。

また、生活に関するさまざまな情報を掲載した「くらしの便利帳」をCD-ROMに収録した「声の便利帳」や、区のお知らせ等を収録した「声の広報」などを発行し、視覚障害のある人で、希望される方に送付しています。

また、区が発送する封筒について、音声コード作成ソフト「JAVIS APPLI」を利用し、視覚障害者に区からの通知であることを音声で認識していただくためのコードを記載します。

さらに、外国人の方にも区からの通知であることが分かるよう、英語、やさしい日本語を表記、区の公式ホームページにリンクする2次元コードも掲載しています。

そのほか、一目で分かりやすいサイン（ピクトグラム）や、やさしい日本語、音声誘導装置の設置なども含め、今後も視覚障害や色覚障害のある人、外国人にも配慮した情報提供を進めています。



くらしの便利帳



区が発送する郵便物（例）

(3) 多言語による情報提供

区の公式ホームページでは、掲載されている情報を 108 言語に自動翻訳して提供しています。また、「えどがわ生活情報ガイドブック」をやさしい日本語及び英語で作成し、情報を必要としている外国人へ提供します。また、区の窓口での自動翻訳機の導入や、窓口表示・申請書の多言語化など、外国人が生活する上で大きな障壁となる「言葉の壁」を取り除くための取り組みを進めます。



外国の方向け生活情報
(江戸川区公式ホームページ)



えどがわ生活情報
ガイドブック



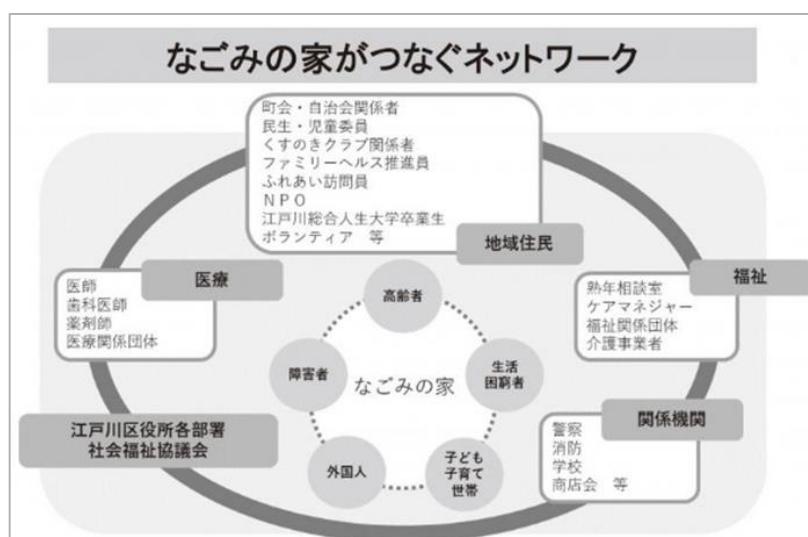
自動翻訳機

2. さまざまな場所、方法による情報提供の実施

(1) なごみの家における世代や分野を問わない情報提供

誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、町会・自治会等の「地域力」を活かした共生社会の拠点として「なごみの家」を区内 9 か所に設置しています。

ここでは、子どもから高齢者まで、障害の有無や国籍に関わらず、誰にでも必要な情報を提供しています。



なごみの家

(2) 外国にルーツを持つ子どもへの情報提供

外国にルーツを持つ子どもで、日本語能力が不十分な児童・生徒に対し、日本語学級において日本語の習得を図り、必要な情報提供を行っています。また、日本語指導員の派遣回数を拡大し、児童・生徒の学校への適応を促進しています。

(3) 移動等に関する情報提供

江戸川区地域公共交通活性化協議会※ではホームページやSNSの媒体を活用し区内の公共交通に関するポータルサイトを作り、路線情報、運行情報、利用方法等について一元的に情報提供します。

※ 江戸川区地域公共交通活性化協議会は、江戸川区内の各地域の需要に応じ、住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便を増進し、各地域の実状に即した輸送サービスの実施に関し、必要な協議を行うことなどを目的として設置しています。

(4) まちのバリアフリーに関する情報提供

本区では、区内公共施設や民間施設、鉄道駅、道路などのバリアフリーに関する情報を掲載した「バリアフリーマップ」を区内の視覚障害者団体等と協力して作成しています。

このマップは、ユニバーサルデザインの考えを多く取り入れており、誰もが見やすくなっています。今後も積極的に情報を収集し、区の公式ホームページに掲載された情報を随時更新することで、より利便性の高いマップにしていきます。

江戸川区バリアフリーマップ（江戸川区公式ホームページ）

方針4 防災（いざという時も安全・安心に避難でき、命を守る環境を整備します）

1. 支援・啓発活動

（1）学校敷地内のマンホールトイレ（車いす対応を含む）の整備

災害が起きた際には、利用しやすい避難所となるよう、さまざまなバリアフリー化を進めています。

避難所として開設する区内小中学校で懸念されるのが、トイレの不足です。区立小中学校 105 校※を対象に、被災時に誰でも利用できるマンホールトイレ（車いす対応を含む）の設置工事を、令和 3 年度（2021 年度）から令和 11 年度（2029 年度）にかけて、毎年 8~10 校ずつ実施し、設備面の強化を図っています。



※(令和 4 年 12 月現在)小学校 69 校、中学校 33 校 合計 102 校となります。

（2）江戸川区防災アプリ・江戸川区防災ポータルでの啓発

「江戸川区防災アプリ」・「江戸川区防災ポータル」では、災害時に区内の被害状況や避難所開設情報をリアルタイムで取得することができます。平時では交通情報や気象情報を確認することができます。

また、多言語への対応として、「防災アプリ」では 3 カ国語、「防災ポータル」では 108 カ国語で情報発信を行っています。



防災アプリトップページ



防災アプリダウンロード
2 次元コード



防災ポータルトップページ

（3）水害ハザードマップによる啓発

一人でも多くの区民に大規模水害のリスクを知ってもらうため、水害ハザードマップを活用して周知活動を実施しています。

住民向け（各町会・自治会、団体等）には、説明会やオンラインで、啓発動画の配信を行っています。令和 2 年度（2020 年度）から区内の全小学校の児童（3~6 年生のいずれか）に、教員が水害ハザードマップを使用した、防災学習を実施しています。



(4) 地域防災訓練・地区防災計画策定支援

災害時や緊急時など、いざという時に安全に避難するためには、日頃からの備えが欠かせません。区では毎年、地域が行う防災訓練や地区防災計画策定支援を行い、誰もが正しい防災知識を得て、誰もが迅速かつ安全に避難できるよう取り組んでいます。



地域防災訓練



防災講演会

(5) 広域避難に伴う補助金に関する啓発

広域避難情報発令時において、広域避難のために区外の宿泊施設を利用した区民の方に対して、一人あたり最大 9,000 円（1 泊一律 3,000 円／3 泊まで）の補助金制度を設けています。こうした制度を広く周知し、水害時における円滑な広域避難を促します。

(6) 個別避難計画策定及び福祉避難所訓練

地震や水害などの災害時に、自らの力で避難することが困難な避難行動要支援者を対象として、担当のケアマネージャー等に作成支援を委託し、避難先を事前に指定した個別避難計画の取り組みを進めています。

さらに、受け入れ先となる福祉避難所では、避難行動要支援者及びその家族、ケアマネージャー、福祉専門職等が参加し、要支援者の自宅から福祉避難所への避難ルートや避難スペースの確認、意見交換など、実際の避難を想定した避難訓練を、令和 2 年度（2020 年度）から行っています。

対象者全員の計画を策定し、自宅から避難所までの避難計画に沿った訓練を行うことで、いざという時も誰一人取り残さず、命を守る体制づくりに取り組んでいます。

(7) 江戸川区障害者の防災マニュアル作成

避難行動要支援者だけでなく、すべての障害者が家族等と相談しながら「災害時避難のための個別避難計画書」を作成することで、防災に対する意識の向上を図り、いつ起こるか分からない災害に備えるための「防災マニュアル」を作成しています。



2. 防災まちづくり

(1) 道路整備

道路は、災害時・緊急時において緊急物資輸送や、安全かつ円滑な避難を行うために重要な役割を果たします。そのため、都市計画道路の整備や細街路の解消などを進めるとともに、沿道の建物の耐震化や不燃化、電線類の地中化・無電柱化などにも取り組んでいきます。また、三方を水に囲まれた本区においては、広域避難に不可欠な都県橋の整備や、橋梁の架け替え・長寿命化修繕などにも取り組んでいきます。



無電柱化前



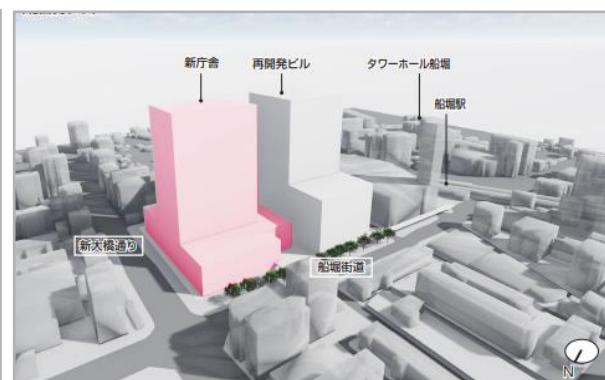
無電柱化後（今井街道のイメージ）

(2) まちづくり

災害時や緊急時、安全に避難できるようにするためにには、まち全体で防災力を向上させていかなければなりません。本区ではこれまで、土地区画整理事業や都市計画道路の整備、木造住宅密集地域の解消や耐震化の促進など、さまざまな取り組みを総合的に行い、まちの防災力を高めてきました。今後は、水害に対応するための高台まちづくりなども含め、更に安全なまちを目指していきます。



JR 小岩駅周辺地区まちづくり（イメージ）



新庁舎・船堀駅周辺地区まちづくり（イメージ）

第5章

バリアフリー推進エリア・ 移動等円滑化促進地区の設定

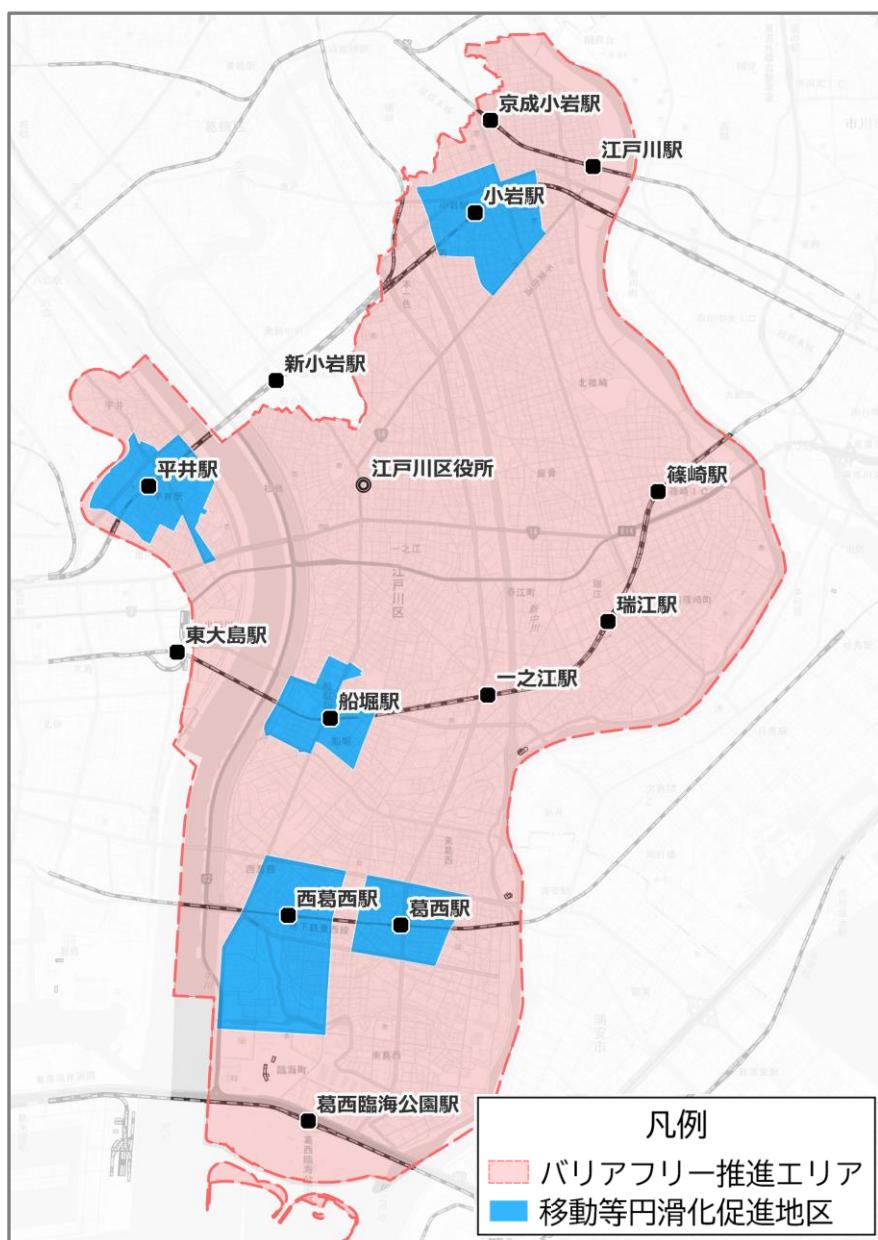
第5章 バリアフリー推進エリア・移動等円滑化促進地区の設定

1 バリアフリー推進エリアの設定

本区は「ともに生きるまち」を目指し、誰もが安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを進めています。

そのため、区内全域を「**バリアフリー推進エリア**」として設定し、バリアフリー法に定められた、移動等円滑化促進地区の要件からなる「促進地区」を、バリアフリーの拠点となる地区として設定します。

バリアフリー推進エリアは、長期構想「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」実現のため、関連する計画や事業と連携し、一体的なバリアフリー化を進めます。



※下図：国土地理院 地理院地図

2 移動等円滑化促進地区について

(1) 地区設定の要件

移動等円滑化促進地区の設定要件として、バリアフリー法により次の①から④に定められています。

- ① 原則として生活関連施設が概ね3以上あり、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ② 生活関連施設及び生活関連経路について、高齢者・障害者等の移動や施設の利用状況等から総合的に判断し、バリアフリー化の促進が特に必要な地区
- ③ バリアフリー化を促進することで、高齢者・障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能や、消費生活の場、勤労の場を提供する機能など、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
- ④ 行政区域・都市計画道路等による境界の明示

【移動等円滑化促進地区のイメージ】



出典：国土交通省 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

(2) 生活関連施設の設定

生活関連施設は、公共・民間を問わず、常に多くの人が利用する施設や、高齢者・障害者等の利用が多い施設を定めるものとします。これらの施設が既にバリアフリー化されている場合でも、施設・道路一体的な整備に意義があると捉え、設定します。

【区の生活関連施設の分類】

区分	種類
鉄道駅	鉄道駅
公共施設等	区役所（各事務所を含む） 税務署、警察署、郵便局、都市銀行
コミュニティ施設等	区民館、コミュニティ会館、図書館等
福祉・医療施設	病院 保健所、健康サポートセンター 高齢者施設 熟年相談室（地域包括支援センター） なごみの家 育成室 障害者施設
子育て・教育関連施設	子育てひろば 共育プラザ 学校（小、中、高、特別支援、大学）
公園・スポーツ施設	公園（1ha以上の公園）、スポーツ施設等
店舗等集客施設	地下鉄博物館 大規模小売店舗（店舗面積1,000m ² 以上のもの） 宿泊施設（客室数50以上のホテルまたは旅館）

(3) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設相互の経路であり、施設へのアクセス動線や、施設間の移動のしやすさを高めるよう考慮し、特に利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を定めるものとします。

また、既に移動等において円滑化されている経路であっても、生活関連施設との一体的な移動円滑化を図る観点から必要な場合には、生活関連経路として位置付ける必要があります。

3 移動等円滑化促進地区（バリアフリー促進地区）の設定

移動等円滑化促進地区の設定にあたり、区民や来訪者が利用する駅の乗降客数、駅周辺地区で、多くの人が利用する生活関連施設の設置状況、駅や施設をつなぐ生活関連経路の整備状況、及び障害者、高齢者、乳幼児、外国人人口の分布、市街地再開発事業など、まちづくりの動向を踏まえ、区内の各駅を評価しました。

さらには、バリアフリー化の現状を把握するため、まちあるき点検や駅及び周辺施設の点検、商店街振興組合、障害者団体など、各団体からのヒアリング調査やアンケート調査を行いました。

その結果を踏まえ、協議会において地区の課題を総合的に判断した結果、バリアフリーを促進する地区として、以下の5地区を設定します。

※評価基準等、詳細については「資料編」をご覧ください。

【各地区的特徴】

小岩地区	<ul style="list-style-type: none">多くの生活関連施設が集約しており、市街地再開発事業及び土地区画整理事業が進められ、新たな発展が期待される地区高齢者や外国人が比較的多く生活し、駅利用者も多い地区駅周辺は早くから発展したため、バリアフリー化の課題が残る
平井地区	<ul style="list-style-type: none">多くの生活関連施設が集約しており、市街地再開発事業が進められ、新たな発展が期待される地区高齢者、乳幼児、外国人など非常に幅広い層が生活しており、駅利用者も多い地区駅周辺は早くから発展したため、バリアフリー化の課題が残る
船堀地区	<ul style="list-style-type: none">高齢者や外国人が比較的多く生活し、駅利用者も多い地区多くの生活関連施設が増えつつある地区区役所新庁舎建設に併せて、防災拠点としての機能強化が図られる地区
西葛西地区	<ul style="list-style-type: none">外国人が多く生活し、異文化交流が広がるまちとして、期待される地区高齢者、乳幼児、外国人など、非常に幅広い層が生活しており、駅利用者も多い地区大規模な集合住宅が多く広がり、区南部の防災拠点となる地区
葛西地区	<ul style="list-style-type: none">空港や観光施設へのアクセスも良く、多様な交流が広がるまちとして期待される地区若い世代や外国人が比較的多く生活し、駅利用者も多い地区公共、民間問わず、さまざまな生活関連施設が充実している地区

【移動等円滑化促進地区（バリアフリー促進地区）】

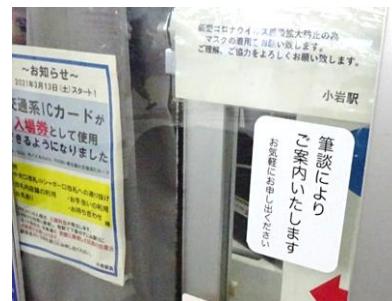
（1）小岩地区（小岩駅周辺）

小岩地区の特性	
主要な区の関連計画	<ul style="list-style-type: none"> 江戸川区都市計画マスターplan 江戸川区地域公共交通計画 地域公共交通利便増進実施計画 JR 小岩駅周辺地区まちづくり基本計画 2019
地区面積	約 121ha
駅の乗降客数（令和3年度）	小岩駅 104,934人（1日あたり）
駅周辺の生活関連施設	小岩事務所・区民館、コミュニティ会館、熟年相談室、なごみの家、障害者就労支援センターほか
まちづくりに関する事業	<ul style="list-style-type: none"> 南小岩七丁目土地区画整理事業 南小岩七丁目西地区第一種市街地再開発事業 南小岩六丁目地区第一種市街地再開発事業 JR 小岩駅北口地区第一種市街地再開発事業

小岩地区のバリアフリ化方針	
まち・くらし	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道とバスとの乗り継ぎに関する利便性の向上を図ります。 JR小岩駅周辺地区まちづくりの機会を捉えて、老朽化した視覚障害者誘導用ブロックの改修や、歩道巻き込み部の段差解消を図るなどの、さらなる整備を進めています。 バス停留所やタクシー乗り場、歩車道等からなる駅前広場の安全性や利便性の向上について、バス・鉄道事業者、道路管理者及び交通管理者等と検討を行います。 違法看板や路上駐輪、路上駐車を解消し、安全な歩行空間を確保していきます。
情 報	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や外国人が多く居住しているため、分かりやすいサイン表示や多言語表記など、ユニバーサルデザインによる整備を進めています。
防 災	<ul style="list-style-type: none"> 災害時、帰宅困難者が一時的に滞在できる設備や機能の確保を促進します。



小岩駅 ホームドア



小岩駅窓口の筆談案内表示



出典

下記以外は令和4年度江戸川区主要生活環境施設の現況(R4.4)より

郵便局：郵便局HP(R4.8)、都市銀行：各銀行HP(R4.8)

大規模小売店舗：東京都大店立地法届出状況(R4.4)、宿泊施設：区調べ

(2) 平井地区（平井駅周辺）

平井地区の特性	
主要な区の関連計画	<ul style="list-style-type: none"> 江戸川区都市計画マスタープラン 江戸川区地域公共交通計画 地域公共交通利便増進実施計画 平井駅付近地区まちづくり基本方針
地区面積	約 102ha
駅の乗降客数（令和3年度）	平井駅 53,546人（一日あたり）
駅周辺の生活関連施設	小松川事務所、区民館、熟年相談室、税務署、障害者自立支援施設、大規模店舗など
まちづくりに関する事業	平井五丁目駅前地区第一種市街地再開発事業

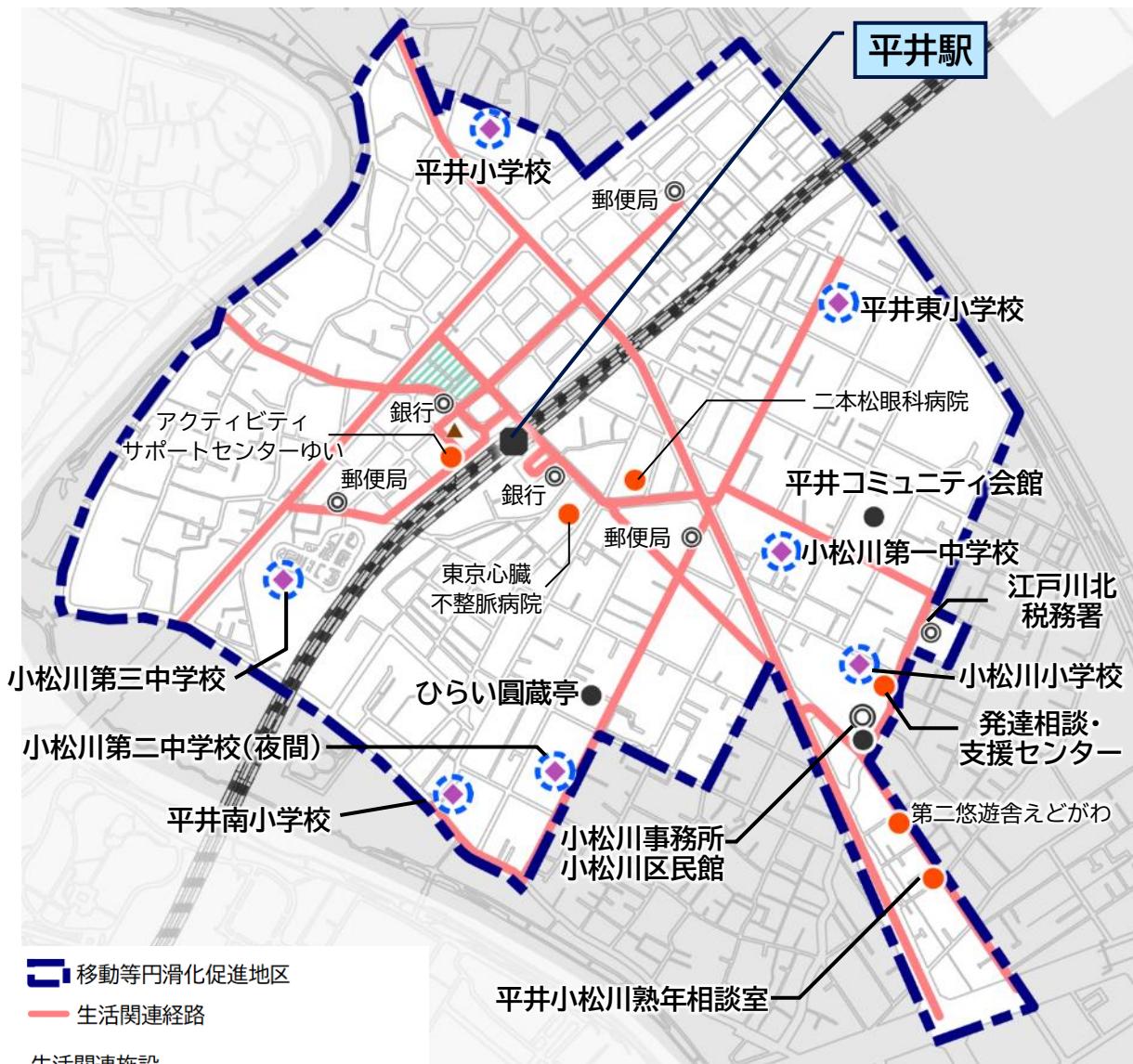
平井地区のバリアフリー化方針	
まち・くらし	<ul style="list-style-type: none"> バス停留所やタクシー乗り場及び歩車道等からなる駅前広場の安全性及び利便性の向上について、バス・鉄道事業者、道路管理者及び交通管理者等との検討を行います。 老朽化した視覚障害者誘導用ブロックの改修や、歩道巻き込み部の段差解消を図るなど、さらなる整備を進めます。 違法看板や路上駐輪を解消し、安全な歩行空間を確保していきます。
情 報	<ul style="list-style-type: none"> 在留外国人が多く居住しているため、分かりやすいサイン表示や、多言語表記の整備を進めていきます。
防 災	<ul style="list-style-type: none"> 市街地再開発事業などの機会を捉えて、防災広場や帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を促進します。



平井駅



平井駅北口



■ 移動等円滑化促進地区

— 生活関連経路

生活関連施設

● 鉄道駅

○ 公共施設等

区役所、各事務所
税務署、警察署、郵便局、都市銀行

● コミュニティ施設等

区民館、コミュニティ会館、図書館等

● 福祉・医療施設

病院、保健所、健康サポートセンター、高齢者施設、
なごみの家、熟年相談室、育成室、障害者施設

◆ 子育て・教育施設

子育て広場、共育プラザ、学校(小中高特)

◆ 公園・スポーツ施設

公園(1ha以上)、スポーツ施設等

▲ 店舗等集客施設

大規模小売店舗(1,000㎡以上)
宿泊施設(客室数50以上)、地下鉄博物館

○ 水害避難施設等

区画整理事業等

■ 市街地再開発事業(事業中)



0

250

500 m

※下図：国土地理院基盤地図情報 2020

※民間施設は一部名称省略

出典

下記以外は令和4年度江戸川区主要生活環境施設の現況(R4.4)より

郵便局：郵便局HP(R4.8)、都市銀行：各銀行HP(R4.8)

大規模小売店舗：東京都大店立地法届出状況(R4.4)、宿泊施設：区調べ

(3) 船堀地区（船堀駅周辺）

船堀地区の特性	
主要な区の関連計画	<ul style="list-style-type: none"> 江戸川区都市計画マスターplan 江戸川区地域公共交通計画 地域公共交通利便増進実施計画 船堀駅周辺地区まちづくり基本構想 江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画
その他関連計画	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い首都「東京」形成ビジョン
地区面積	約83ha
駅の乗降客数（令和3年度）	船堀駅 50,855人（1日あたり）
駅周辺の生活関連施設	タワーHALL船堀、コミュニティ会館、熟年相談室、特別支援学校、大規模店舗など

船堀地区のバリアフリー化方針	
まち・くらし	<ul style="list-style-type: none"> バス交通の充実を図り、各地域とのアクセスを確保します。 区役所新庁舎の建設に併せて、商業・文化・居住など、多様な都市機能の集積を図り、駅前広場や施設のさらなるバリアフリー化を進めます。 区役所新庁舎は、手続きが円滑に行える区民サービス拠点としてユニバーサルデザインを推進します。 歩行者と車の交錯を減らすため、駅と道路空間の再編による安全な歩行空間の確保を図ります。 歩道巻き込み部の段差解消や、老朽化した視覚障害者誘導用ブロックの改修を進めます。
情報	<ul style="list-style-type: none"> 在留外国人が多く居住しているため、分かりやすいサイン表示や、多言語表記の整備を進めていきます。
防災	<ul style="list-style-type: none"> 区役所新庁舎は、区の防災活動拠点としての機能強化を図ります。 災害対応として、高台まちづくりの検討を進めます。



船堀駅及び駅前広場



船堀駅ホームドアと
視覚障害者誘導用ブロック



■ 移動等円滑化促進地区

— 生活関連経路

生活関連施設

● 鉄道駅

○ 公共施設等

区役所、各事務所
税務署、警察署、郵便局、都市銀行

● コミュニティ施設等

区民館、コミュニティ会館、図書館等

● 福祉・医療施設

病院、保健所、健康サポートセンター、高齢者施設、
なごみの家、熟年相談室、育成室、障害者施設

◆ 子育て・教育施設

子育て広場、共育プラザ、学校(小中高特)

◆ 公園・スポーツ施設

公園(1ha以上)、スポーツ施設等

▲ 店舗等集客施設

大規模小売店舗(1,000m²以上)
宿泊施設(客室数50以上)、地下鉄博物館

○ 水害避難施設等

区画整理事業等

市街地再開発事業 (予定)



0

250

500 m

※下図：国土地理院基盤地図情報 2020
※民間施設は一部名称省略

出典

下記以外は令和4年度江戸川区主要生活環境施設の現況 (R4.4) より

郵便局：郵便局 HP (R4.8)、都市銀行：各銀行 HP (R4.8)

大規模小売店舗：東京都大店立地法届出状況 (R4.4)、宿泊施設：区調べ

(4) 西葛西地区（西葛西駅周辺）

西葛西地区の特性	
主要な区の関連計画	<ul style="list-style-type: none"> 江戸川区都市計画マスターplan 江戸川区地域公共交通計画 地域公共交通利便増進実施計画
地区面積	約 204ha
駅の乗降客数（令和3年度）	西葛西駅 79,655人（1日あたり）
駅周辺の生活関連施設	図書館、コミュニティ会館、健康サポートセンター、熟年相談室、税務署、球場、大規模店舗など
まちづくりに関する事業	総合レクリエーション公園等リニューアル計画

西葛西地区のバリアフリー化方針	
まち・くらし	<ul style="list-style-type: none"> 区外の観光施設をつなぐバス路線の充実を目指し、交通結節点としての機能向上を図ります。 違法看板や路上駐輪を解消し、安全な歩行空間を確保していきます。 歩道巻込み部の段差解消や、老朽化した視覚障害者誘導用ブロックの改修を進めます。
情 報	<ul style="list-style-type: none"> 都心と近接しており、在留外国人が多く居住しているため、分かりやすいサイン表示や多言語対応を進めます。
防 災	<ul style="list-style-type: none"> 区南部の地域防災拠点としての機能強化を図ります。



西葛西駅



西葛西駅 ピクトグラムと多言語表示



出典

下記以外は令和4年度江戸川区主要生活環境施設の現況 (R4.4) より

郵便局: 郵便局 HP (R4.8)、都市銀行: 各銀行 HP (R4.8)

大規模小売店舗: 東京都大店立地法届出状況 (R4.4)、宿泊施設: 区調べ (R3.10)

(5) 葛西地区（葛西駅周辺）

葛西地区の特性	
主要な区の関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸川区都市計画マスターplan ・江戸川区地域公共交通計画 ・地域公共交通利便増進実施計画
地区面積	約 87ha
駅の乗降客数（令和3年度）	葛西駅：81,519人（1日あたり）
駅周辺の生活関連施設	葛西事務所・区民館、健康サポートセンター、障害者支援施設、なごみの家など

葛西地区のバリアフリー化方針	
まち・くらし	<ul style="list-style-type: none"> ・空港や区外の観光施設へのバス路線の充実を図るため、交通結節点としての機能向上を図ります。 ・違法看板や路上駐輪を解消し、安全な歩行空間を確保していきます。 ・バス停留所やタクシー乗り場、歩車道等からなる駅前広場の安全性及び利便性の向上について、バス・鉄道事業者、道路管理者及び交通管理者等と検討を行います。
情 報	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人が多く居住しているため、分かりやすいサイン表示や多言語対応を進めます。
防 災	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルサイネージなど情報技術を活用した案内システムの設置を進め、災害時の避難誘導にも活用していきます。



葛西駅及び駅前ロータリー



葛西駅ホームドアと
視覚障害者誘導用ブロック



■ 移動等円滑化促進地区

— 生活関連経路

生活関連施設

● 鉄道駅

○ 公共施設等

区役所、各事務所
税務署、警察署、郵便局、都市銀行

● コミュニティ施設等

区民館、コミュニティ会館、図書館等

● 福祉・医療施設

病院、保健所、健康サポートセンター、高齢者施設、
なごみの家、老年相談室、育成室、障害者施設

◆ 子育て・教育施設

子育て広場、共育プラザ、学校(小中高特)

● 公園・スポーツ施設

公園(1ha以上)、スポーツ施設等

▲ 店舗等集客施設

大規模小売店舗(1,000m²以上)
宿泊施設(客室数50以上)、地下鉄博物館

○ 水害避難施設等



0

250

500 m

※下図：国土地理院基盤地図情報 2020

※民間施設は一部名称省略

出 典

下記以外は令和4年度江戸川区主要生活環境施設の現況（R4.4）より

郵便局：郵便局 HP (R4.8)、都市銀行：各銀行 HP (R4.8)

大規模小売店舗：東京都大店立地法届出状況 (R4.4)、宿泊施設：区調べ (R3.10)

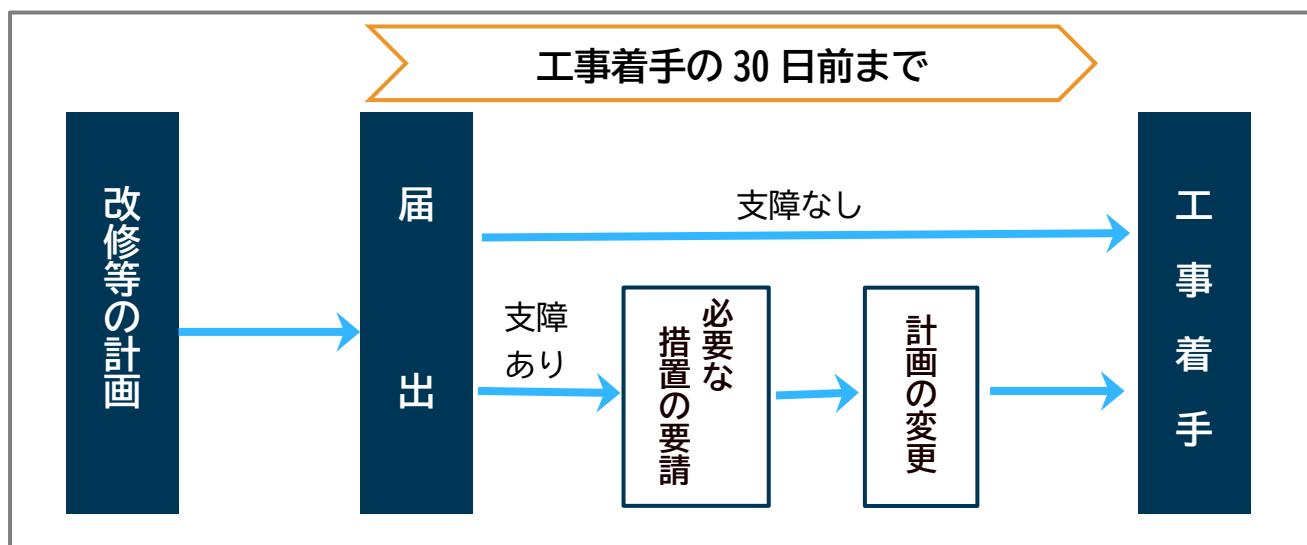
4 届出制度の仕組み

多くの人が利用する駅をはじめ、旅客施設に接続する駅前広場や道路は、特に移動の連続性に配慮することが必要です。

バリアフリー法第 24 条の 6（行為の届出等）により、公共交通事業者又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区において、旅客施設や道路の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合に、当該行為に着手する 30 日前までに区へ届け出が必要です。（非常災害のため必要な措置として行う場合を除く。）

これにより、区は届出に係る行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認める場合、行為の変更等の必要な措置を要請することができ、施設間の移動の連続性を確保することができます。

【届出制度の流れ】



【改修等により届出制度の対象となる駅及び道路】

地区名	旅客施設	道路	届出の範囲
小岩地区	JR小岩駅	北口・南口駅前広場	駅と駅前広場との接続部分
平井地区	JR平井駅	北口・南口駅前広場	駅と駅前広場との接続部分
船堀地区	都営船堀駅	北口・南口駅前広場	駅と駅前広場との接続部分
西葛西地区	東京メトロ西葛西駅	北口・南口駅前広場	駅と駅前広場との接続部分
葛西地区	東京メトロ葛西駅	東口・西口駅前広場	駅と駅前広場との接続部分
		環七通り(都道 318 号)	駅と道路との接続部分
		博物館口葛西駅広場連絡橋	駅と連絡橋との接続部分

【参考：届出対象の範囲】

- 旅客施設：生活関連施設である旅客施設（以下「生活関連旅客施設」という。）のうち、下記の範囲

【政令第25条第1号】

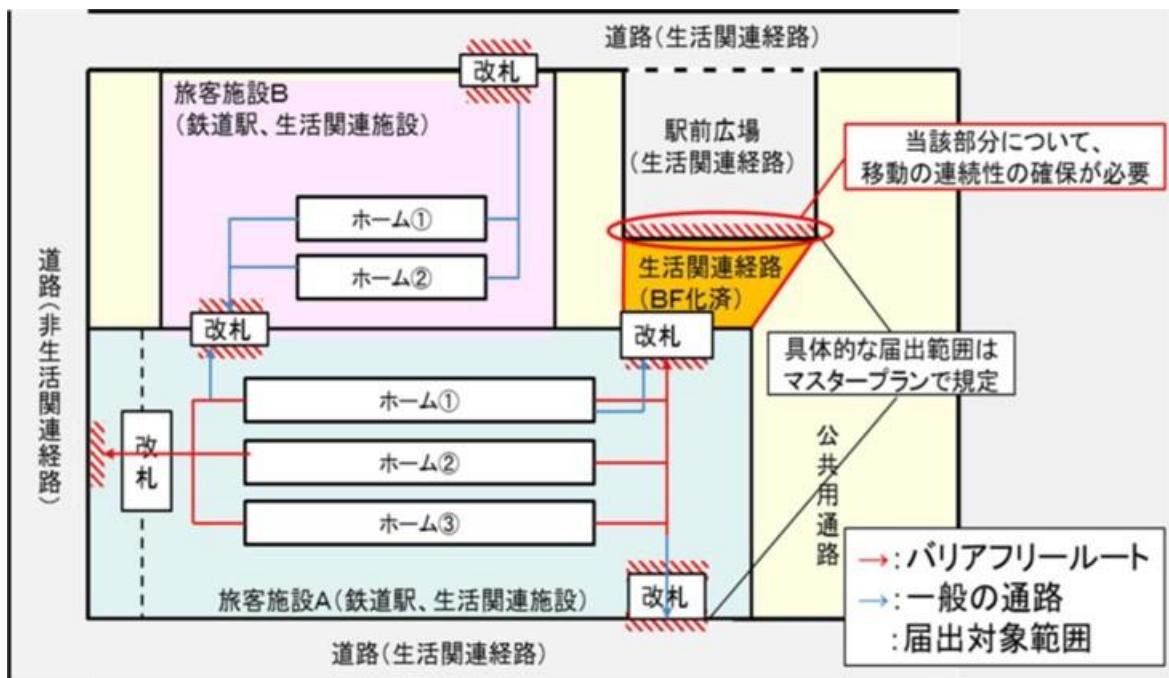
- ・他の生活関連旅客施設との間の出入口
- ・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口
- ・バリアフリールートの出入口

- 道路：生活関連経路である道路のうち、下記の範囲

【政令第25条第2号】

- ・生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設

届出対象のイメージ図



出典：国土交通省 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

第6章

計画の改善・向上 に向けて

第6章 計画の改善・向上に向けて

1 計画の改善・向上に向けた評価・見直し

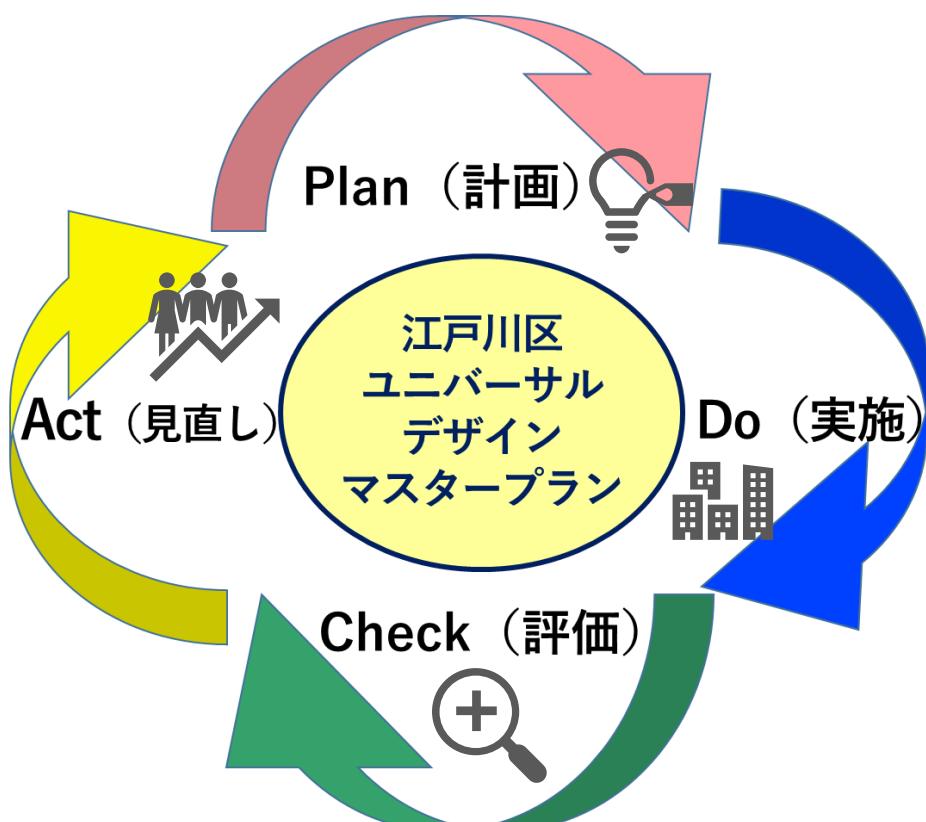
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進においては、年齢、性別、性的指向や性自認、国籍、障害や病気の有無など、多様性のあるすべての人にとって、暮らしやすいまちをつくるための継続的な取り組みが大切です。

まちづくり関連事業や道路・橋梁等のハード面の整備はもちろんのこと、障害理解や人権教育の推進、パラスポーツの振興など、ソフト面での取り組みもあわせて、より一層のバリアフリー化を進めていく必要があります。また、バリアフリーに関するさまざまな情報を、区民に広く提供していくことも重要です。

本計画期間中は、定期的にWeb等を利用したアンケート調査や関連団体への聞き取りなどを実施し、結果の分析を行います。

また、社会情勢の変化や、まちづくりの進捗などに合わせて、さまざまな区民・当事者参加による新たな協議会を立ち上げ、**計画の策定(Plan)**からバリアフリーに関する**施策の実施(Do)**、その結果の**評価(Check)**、まちづくりの動向に応じた計画の**見直し(Act)**を積み重ね、段階的かつ継続的に改善や向上(スパイラルアップ)につながる仕組みを構築します。

なお、計画策定から5年目にあたる令和9年度（2027年度）を目途に、マスターplanの総合的な評価(Check)を行い、見直しを進めています。



資料編

資料編

1 移動等円滑化促進方針策定協議会

(1) 趣旨・目的

江戸川区では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2の規定に基づき、移動等円滑化促進方針を策定するため、同法第24条の4に規定する江戸川区移動等円滑化促進方針策定協議会を設置しました。

(2) 設置要綱

江戸川区移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱

(設 置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2の規定に基づき、移動等円滑化促進方針の策定を行うため、同法第24条の4に規定する江戸川区移動等円滑化促進方針策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を江戸川区長（以下「区長」という。）に報告する。

- (1) 移動等円滑化促進方針の策定に関すること。
- (2) 移動等円滑化促進方針の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他バリアフリーの推進のため区長が必要であると認めた事項に関すること。

(委員の構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害を有するアスリート
- (3) 障害者団体等を代表する者
- (4) 商業団体を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 施設設置管理者
- (7) 公安委員会の職員
- (8) 江戸川区の職員
- (9) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要であると認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び前条第2項の規定により協議会に出席した者は、正当な理由なく、会議の内容その他協議会において知り得た情報を漏らしてはならない。

(報償)

第8条 委員に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、事務局をSDGs推進部とともに生きるまち推進課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、区長が定める。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

改正付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(3) 委員名簿

(敬称略)

区分	所属・役職	氏名
学識経験者	東洋大学ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科 教授	菅原麻衣子
パラアスリート	一般社団法人 日本パラ陸上競技連盟 常務理事	花岡伸和
障害者団体	江戸川区障害者団体連絡会 副会長	芦口清記
障害者	社会福祉法人江寿会 理事 アクセシブルジャパン総括責任者	グリズデイル・ バリージョシュア
高齢者団体	江戸川区くすのきクラブ連合会 会長	(~R4.10.30)村田清治
地元商店街	江戸川区商店街連合会 会長	松本勝義
行政関係者	国土交通省 関東運輸局交通政策部 バリアフリー推進課長	(~R4.3.31)上野雅男 (R4.4.1~)宮澤豊
施設設置管理者 (鉄道)	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 総務部企画室 課長	大川敦
	東京都交通局総務部 技術調整担当課長	山本康裕
施設設置管理者 (道路)	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所交通対策課長	(~R4.3.31)大野貴史
	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所交通対策課 建設専門官	(R4.4.1~)池田勝彦
	東京都第五建設事務所 補修課長	(~R4.3.31)向山公人 (R4.4.1~)徳差宣
	江戸川区土木部計画調整課長	田中正淳
公安委員会	警視庁 小松川警察署交通課長	上原泰夫
	警視庁 小岩警察署交通課長	佐藤誠一
	警視庁 葛西警察署交通課長	加藤陽太
江戸川区	経営企画部長	(~R4.3.31)近藤尚行 (R4.4.1~)河本豊美
	新庁舎・施設整備部長	(~R4.3.31)町山衛 (R4.4.1~)山口正幸
	都市開発部長	眞分晴彦
	福祉部長	森淳子
	土木部長	立原直正
	S D G s 推進部長	矢作紀宏

2 各種アンケート調査の実施概要と主な意見

本調査は、アンケートを通じて、区内に住む外国人、障害者等の生活や自立の際に生じるバリアなどについて把握し、計画策定のための基礎データとする目的として実施しました。

(1) 調査の設計

調査	対象者	実施期間	実施方法
①外国人アンケート	20歳以上の外国人 5,000人	令和3年11月2日～11月22日	WEB調査
②専門職アンケート	ケアマネージャー事業所 165事業所 障害者相談支援事業所 45事業所	令和3年11月22日～12月13日	紙及びWEB調査併用
③団体アンケート	高齢者団体 6支部 障害者団体 7団体 外国人団体 9団体 保育ママ 7名	令和3年11月25日～12月13日	紙及びWEB調査併用
④精神障害者アンケート	自立支援施設通所者 15名	令和4年9月	紙調査

(2) 回収結果

調査	調査対象数(配布部数)	有効回答数	有効回収率
外国人アンケート	5,000	945	18.9%
専門職アンケート	210	64	30.5%
団体アンケート	29	19	65.5%
精神障害者アンケート	15	7	46.7%

【外国人アンケートの国籍別配布数】

	中國	インド	韓国	フィリピン	ベトナム	ネパール	台湾	ミャンマー	タイ	米国	合計
配布数	800	800	800	800	800	200	200	200	200	200	5000
回収数	145	159	153	144	119	30	38	35	61	57	945**
回収率	18.1%	19.9%	19.1%	18.0%	14.9%	15.0%	19.0%	17.5%	30.5%	28.5%	18.9%

※回収数は、その他の国や国籍不明4人を含む

(3) 主な調査項目及び結果

①外国人アンケート

<主な調査項目>

- | | |
|----------------------|--------------|
| 1 個人の属性 | 4 日本語について |
| 2 生活の満足度や困っていることについて | 5 災害時・緊急時の対応 |
| 3 日常生活でのトラブル | 6 情報提供について |

<主な意見>

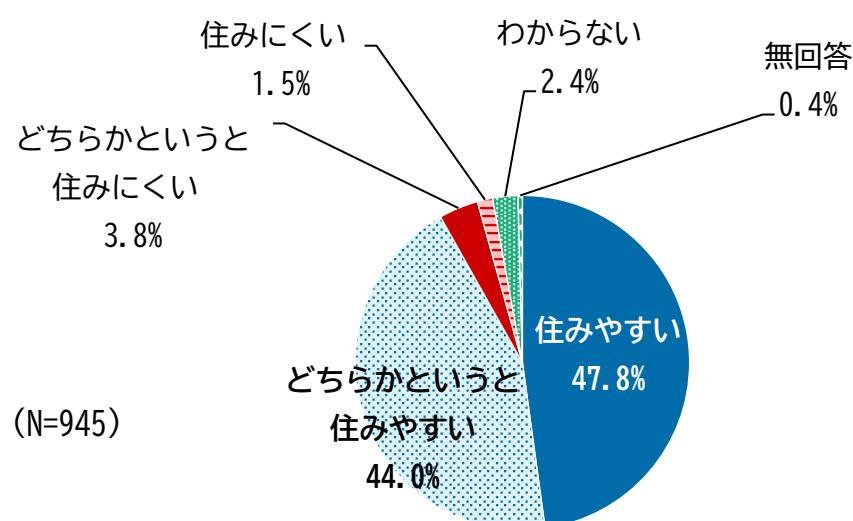
- ・言葉の壁があり、申請書などの多言語化が不十分
 - －日本語教室がもっとあると良い
 - －施設窓口等の方々に、英語等の習熟度を上げてもらいたい
- ・街の標識が日本語しかない。それを見ても、全く理解ができない
- ・言葉や態度に、偏見や差別があると感じる
 - －生活習慣や考え方の違いがある（特にゴミの分別が難しい）
 - －賃貸契約時に、外国人を理由に、断られないようにしてほしい
 - －多国籍交流の機会として、お祭りやスポーツイベントがあると良い
- ・何かあった際（病院や災害時）の安全・安心の確保
 - －外国人用ホットラインがあると良い
 - －多言語パンフレット等により、病院・避難所情報を提供して欲しい
 - －災害時は、多言語での緊急放送をしてほしい

<アンケート結果（一部抜粋）>

【生活の満足度や困っていることについて】

問 あなたは江戸川区が住みやすいところだと思いますか。（単数回答）

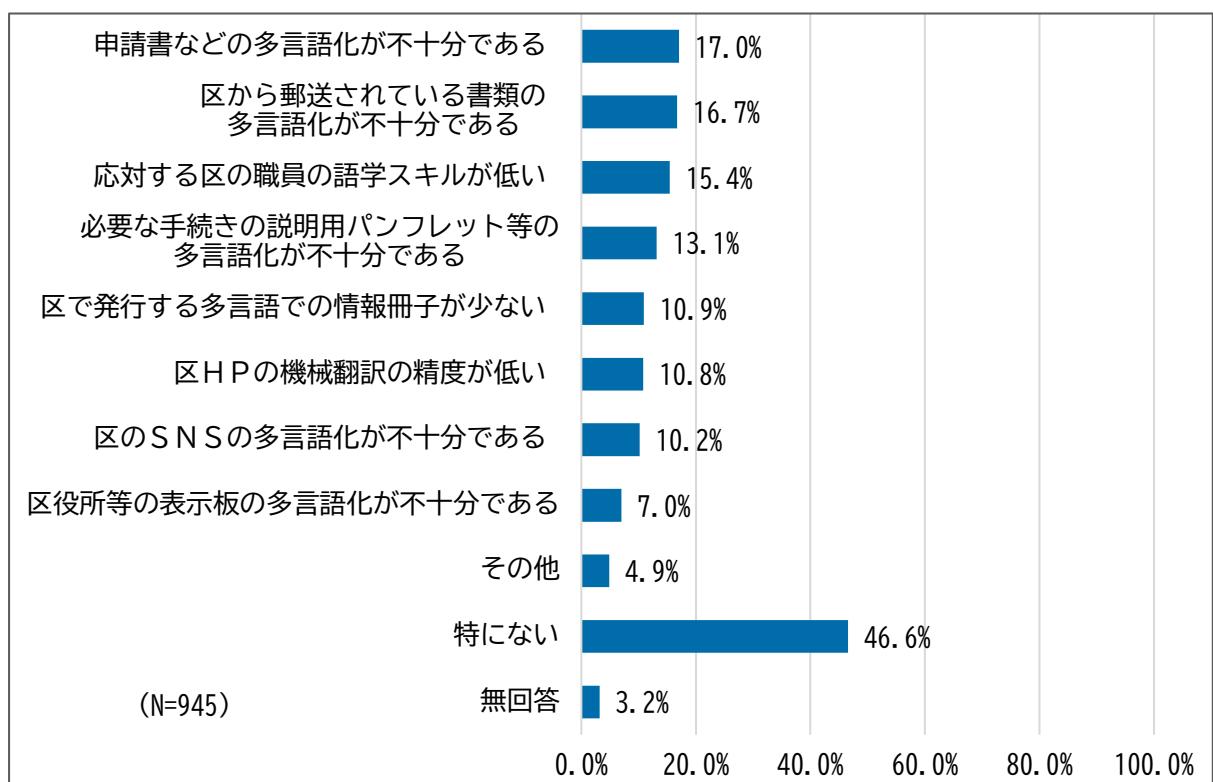
答 住み心地：「住みやすい」と「どちらかというと住みやすい」の合計が 91.8%



【生活の満足度や困っていることについて】

問 あなたや、あなたの家族が、江戸川区での生活で困っている言語の問題は何ですか。（3つまで回答可）

答 窓口での申請書や区から郵送されてくる書類、パンフレットなど、多言語化がされていないことによる困りごとが多い。

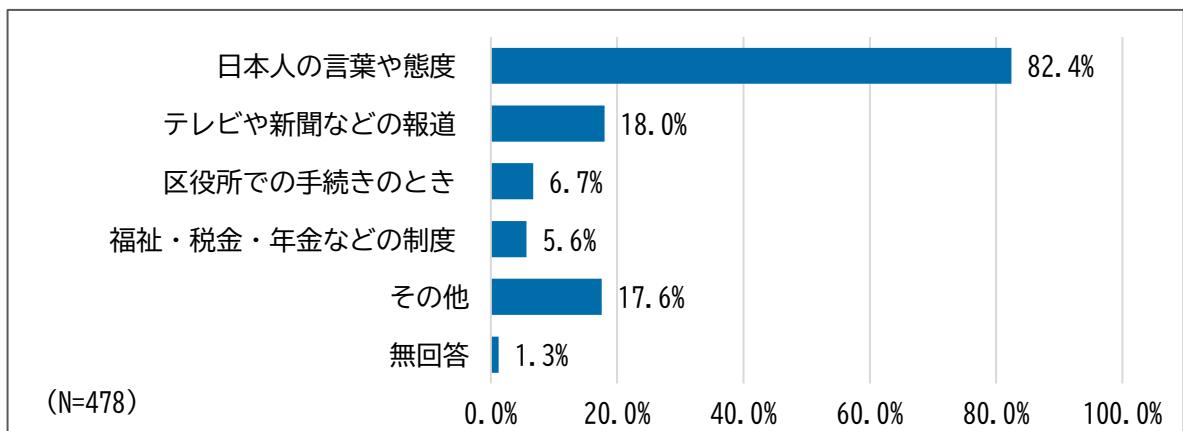


【日常生活でのトラブル】

問 偏見・差別をどのような場合に感じましたか。（複数回答可）

※日本人からの偏見や差別を感じたことが「ある」と回答した 50.6%の方への問い合わせ

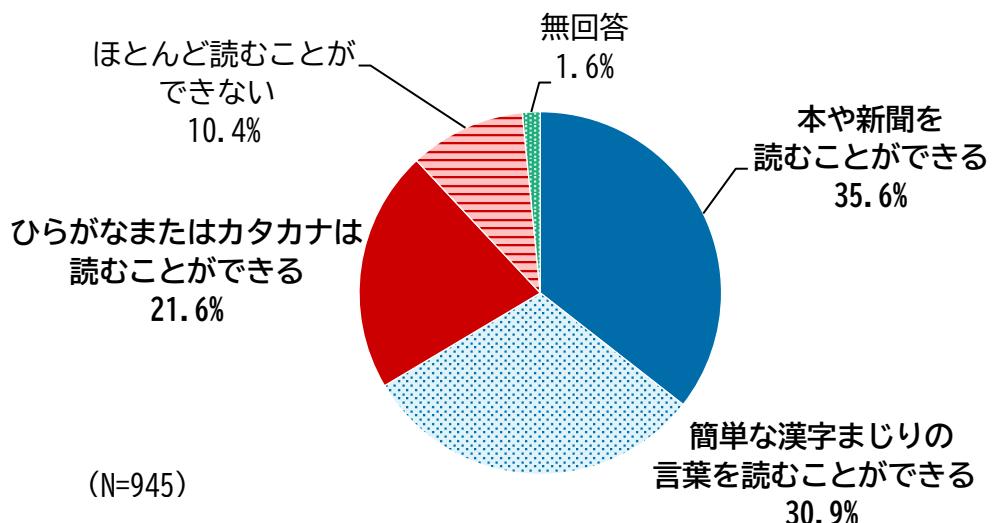
答 「日本人の言葉や態度」が 82.4%



【日本語について】

問 あなたは日本語をどのくらい読むことができますか。(単数回答)

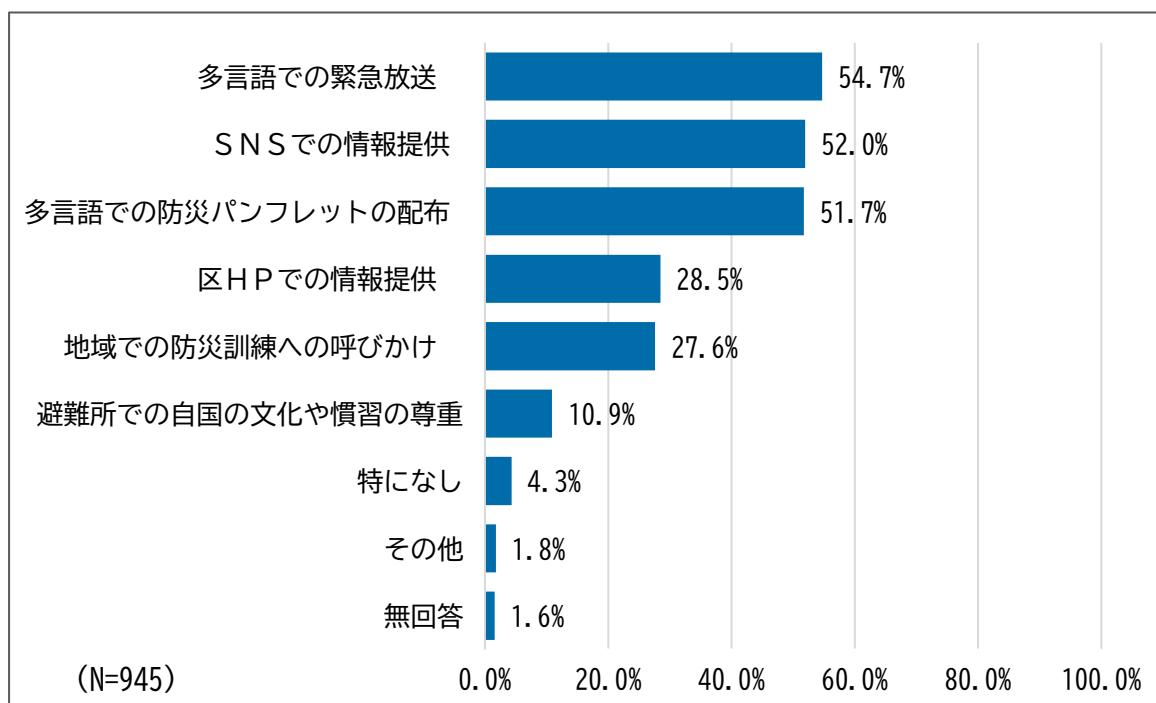
答 ひらがな、カタカナ、簡単な漢字まじりの言葉等を含め読むことができると回答した方が 88.1%と多い。



【災害時・緊急時の対応】

問 あなたは江戸川区にどのような災害対策をしてほしいですか。(複数回答可)

答 「多言語での緊急放送」(54.7%) や「SNSでの情報提供」(52.0%) が多い。



②専門職アンケート

<主な調査項目>

- 1 団体及び活動内容について
- 2 江戸川区におけるバリアフリーの状況について
- 3 災害時のバリアフリーについて
- 4 バリアフリーを進めるうえで必要な取り組み

<主な意見>

- ・駅のホームが狭い
- ・ロータリーが狭く、交通量も多い。横断歩道に信号がなく不安
- ・路線バスやタクシーで、乗車拒否や、乗車を嫌がられることがある
- ・災害時、避難する場所までの移動が難しい
- ・バスターミナル付近は、歩行者、自転車、車イスなどさまざまな人が通るが、整理されておらず事故が心配

<主なアンケート結果>

【江戸川区におけるバリアフリーの状況について】

問 各施設のバリアフリー状況に関する満足度を教えてください。

(鉄道駅、駅前広場、車両、その他の各項目について)

満足、まあ満足、やや不満、不満の中から1つ選んで回答)

答 満足、まあ満足と回答した『満足度』が80%以上の施設・場所

- ・鉄道駅：「葛西臨海公園駅」、「西葛西駅」、「船堀駅」、「一之江駅」
- ・駅前広場等：「葛西臨海公園駅」、「船堀駅」
- ・その他：「公共施設」、「教育・文化施設（図書館、総合文化センター、タワーホール船堀等）」

不満、やや不満と回答した『不満足度』が50%以上の施設・場所

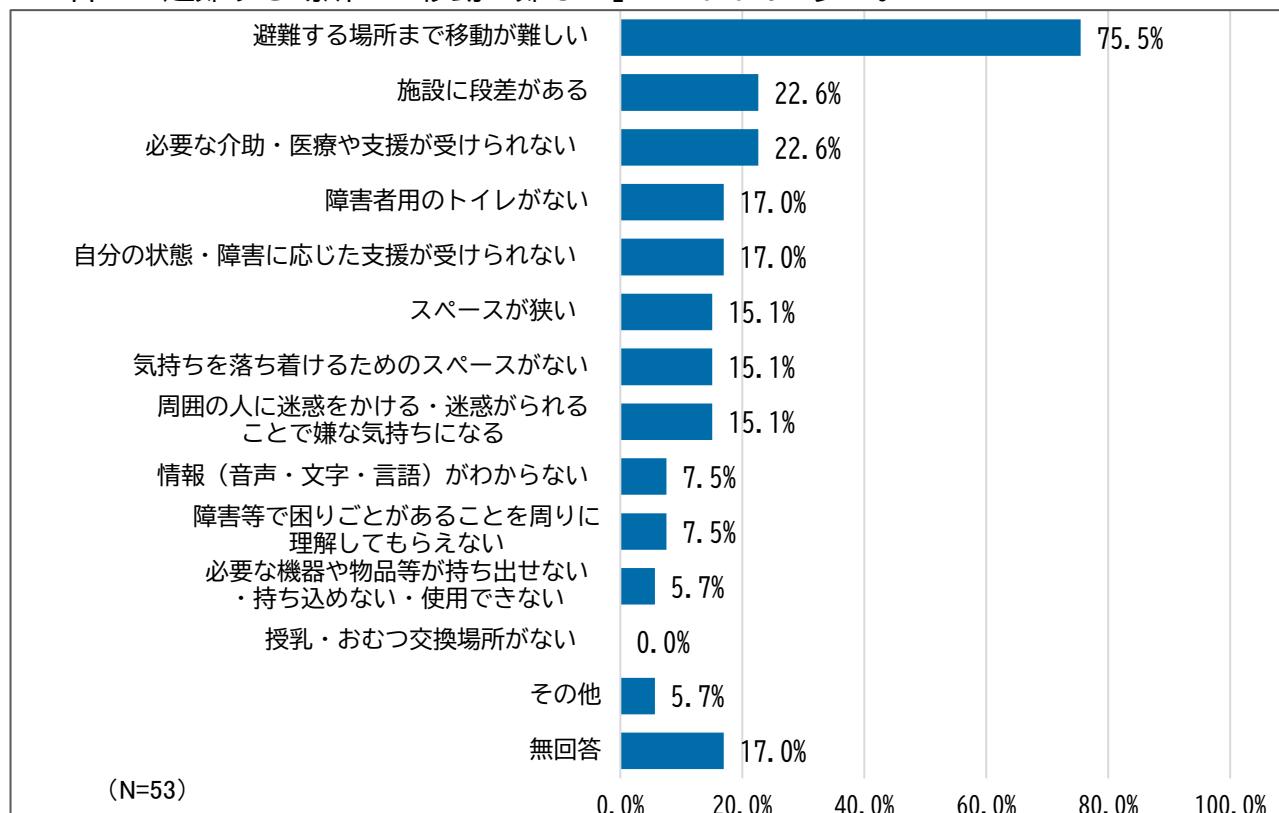
- ・駅前広場等：「京成小岩駅」、「江戸川駅」
- ・車両：「タクシー」
- ・道路：「歩行空間（歩道や路側帯）」、「自転車レーン整備による歩行者の安全性の確保」
- ・その他：「駐車場（一時利用）」

【災害時のバリアフリーについて】

問 どのような点が不安ですか。(3つまで回答可)

※災害時、指定場所に避難する際や避難所での生活に不安があると思うと回答した方への問い合わせ

答 「避難する場所まで移動が難しい」が 75.5%と多い。

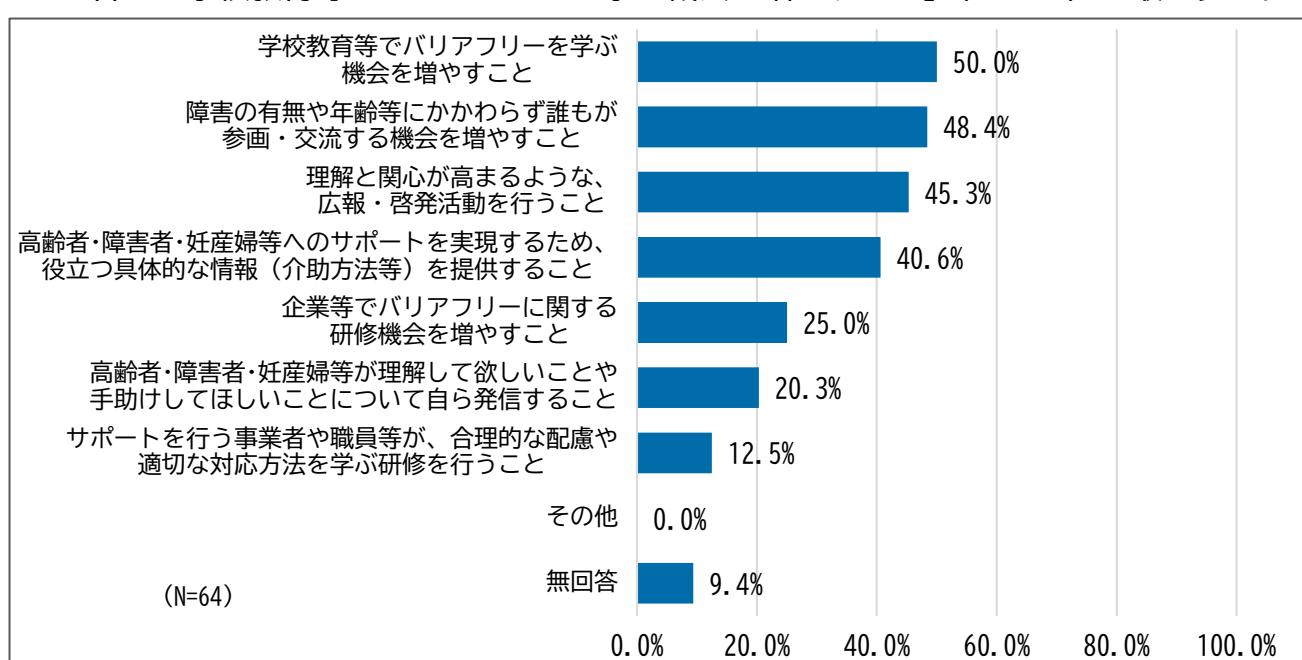


【バリアフリーを進めるうえで必要な取り組み】

問 バリアフリーの意識づくりに必要な取り組みは何だと思いますか。

(3つまで回答可)

答 「学校教育等でバリアフリーを学ぶ機会を増やすこと」(50.0%) が最も多い。



③団体アンケート

<主な調査項目>

- 1 活動内容等について
- 2 江戸川区におけるバリアフリーの状況について
- 3 災害時のバリアフリーについて
- 4 バリアフリーを進めるうえで必要な取り組み

<主な意見>

- ・路上駐車が多く、見通しが悪いため危険
- ・車イスで行ける歯科医院が少ない
- ・葛西駅の環七通り東側にも下り線の改札を作ってほしい
- ・タクシーで近距離移動だと嫌な顔をされるため、障害者手帳を出しづらい
- ・防災無線はいつも聞き取りにくく、何を言っているのか分からない
- ・交互通行の狭い路地にも左右に自転車通行レーンがあると、かえって危険

<主なアンケート結果>

【江戸川区におけるバリアフリーの状況について】

問 各施設のバリアフリー状況に関する満足度を教えてください。

(鉄道駅、駅前広場、車両、その他の各項目について)

満足、まあ満足、やや不満、不満の中から1つ選んで回答)

答 満足、まあ満足と回答した『満足度』が80%以上の施設・場所

- ・鉄道駅：「小岩駅」、「西葛西駅」、「船堀駅」、「一之江駅」
- ・駅前広場等：「小岩駅」、「瑞江駅」
- ・その他の：「公共施設」「教育・文化施設（図書館、総合文化センター、タワーホール船堀等）」、「公園・緑地」

不満、やや不満と回答した『不満足度』が50%以上の施設・場所

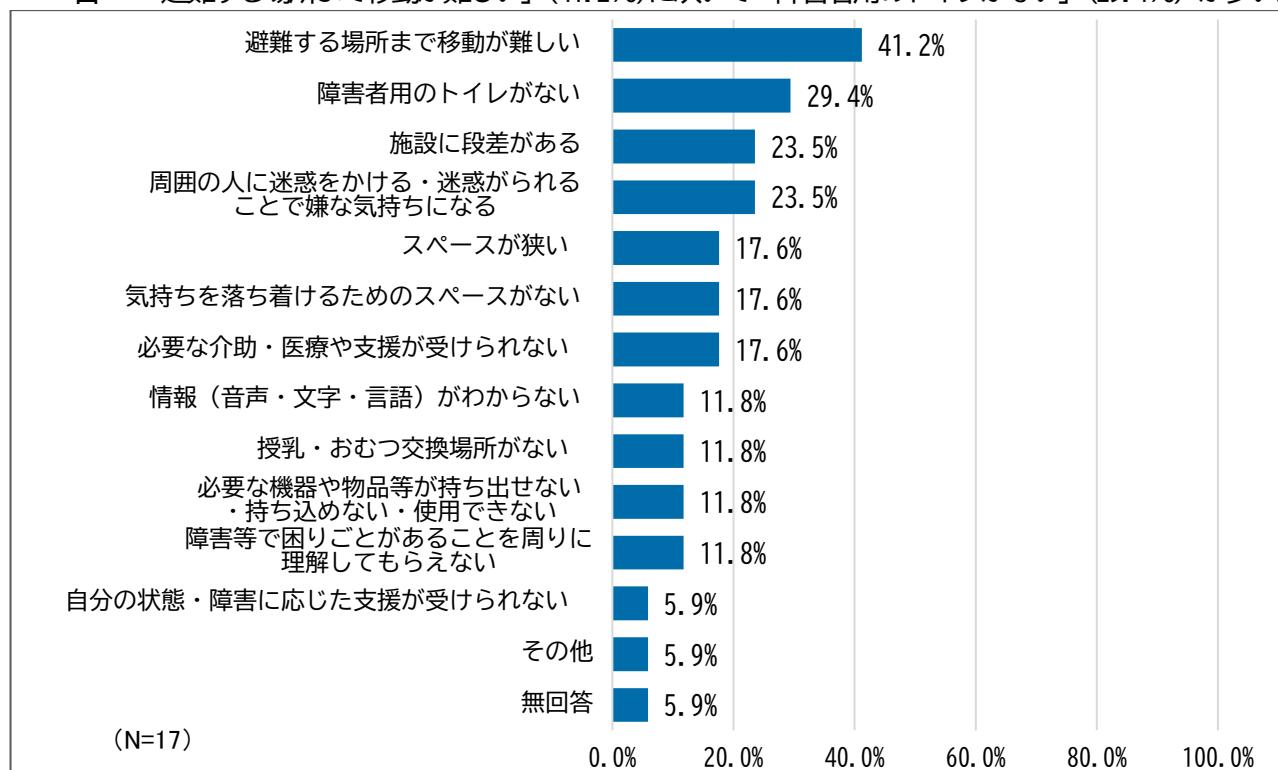
- ・鉄道駅：「平井駅」、「京成小岩駅」、「江戸川駅」
- ・駅前広場等：「一之江駅」、「京成小岩駅」、「江戸川駅」
- ・道路：「歩行空間（歩道や路側帯）」「自転車レーン整備による歩行者の安全性の確保」
- ・その他の：「駐車場（一時利用）」

【災害時のバリアフリーについて】

問 どのような点が不安ですか。(3つまで回答可)

※災害時、指定場所に避難する際や避難所での生活に不安があると思うと回答した方への問い合わせ

答 「避難する場所まで移動が難しい」(41.2%)に次いで「障害者用のトイレがない」(29.4%)が多い。

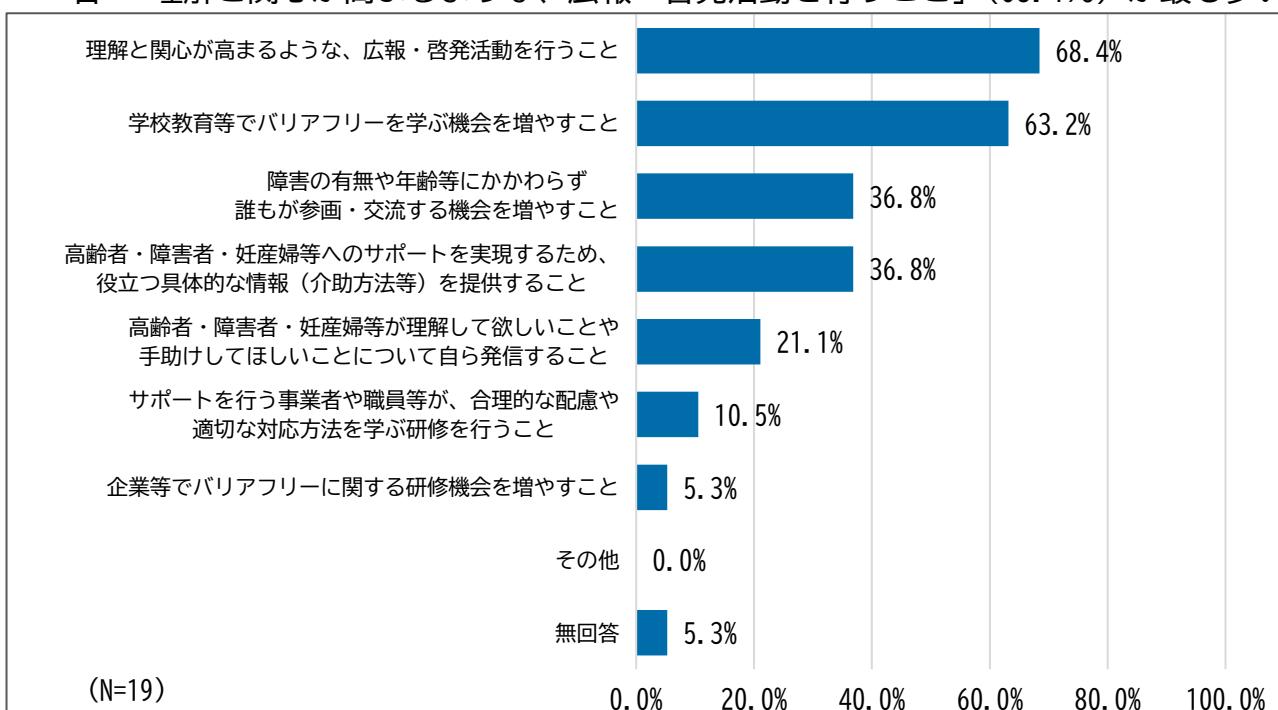


【バリアフリーを進めるうえで必要な取り組み】

問 バリアフリーの意識づくりに必要な取り組みは何だと思いますか。

(3つまで回答可)

答 「理解と関心が高まるような、広報・啓発活動を行うこと」(68.4%) が最も多い。



④精神障害者アンケート

<主な調査項目>

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1 外出時の情報取得（ピクトグラムの利用など） | 4 周囲の理解を深めるために必要なこと |
| 2 街中や駅のバリアフリー整備について | 5 ヘルプマークの使用状況 |
| 3 災害時に必要な備え | |
- ※回答者7名中2名（28.6%）が使用

<主な意見>

- ・街中に心を落ち着ける空間や、花や植物の整備を増やして欲しい
- ・最寄り駅に転落防止ホームドアがない
- ・災害に備えて、充分な医療体制の整備が必要
- ・じろじろ見られる、他人の目が気になる
- ・多様性と共生社会の実現を目指しながら、穏やかなグラデーションのように周囲の理解を深めたい

3 各団体へのヒアリング調査

ユニバーサルデザインのまちづくりの検討にあたり、日頃の生活や災害時における課題、心のバリアフリー等について意見を把握するため、商店街や障害者関連の団体等にヒアリング調査を実施しました。

（1）平井親和会商店街振興組合

日時：令和4年7月26日（火）

対象：平井親和会商店街振興組合 理事長



<主な意見>

- ・店の出入り口等の段差解消には、各店舗が独自に取り組んでいる
また、車いすの方も通りやすいよう声掛けしている
- ・看板を店の敷地外（道路）に出さないように注意喚起をしているが、課題は残る
- ・自動翻訳機を購入して各店舗に配布し、外国人のお客さまが来た時に使えるよう
に対応している
- ・車いすの方や高齢者の声も聴き、商店街全体で改善に取り組みたい

副理事

理事

(2) 江戸川ろう者協会

日時：令和4年7月29日（金）

対象：江戸川ろう者協会 理事・副理事



<主な意見>

- ・障害について、小学校等の教育を通じて理解を深められる機会を増やしてほしい
- ・災害時、「聞こえない」ということが周囲に伝わるよう、バンダナやビブスなど身に着けられるものを配布してほしい
- ・区民ニュースについて、字幕では情報が伝わりにくいため、手話通訳もつけてほしい
- ・台風の時、河川の水位が上昇し防災無線で情報が流れた。同じ情報がメールでも来たが、防災無線とタイムラグがあるため、改善してほしい

(3) 障害者相談員

日時：令和4年7月29日（金）

対象：障害者相談員

（知的障害者の保護者の方）



<主な意見>

- ・外出先で、些細なことでパニックになってしまうこともあり、周りの目が気になり外出しづらい。障害者の特性を理解してほしいと思う
- ・障害の特性として、こだわりが強く、たとえ家が崩れても避難所に行くことは難しい。そのため災害時には避難所に別室やテントなどを用意してほしい
- ・情報提供の手段としては、イラスト、ピクトグラム、ひらがななど、見て分かりやすい情報の方が伝わりやすい

4 バリアフリーまちあるき点検

日常的に使用する生活関連施設及び、生活関連経路のバリアフリー化の現状を把握し課題の共有化を図るため、高齢者、障害者、外国人、保育関係者、協議会委員の方々とまちあるき点検を実施しました。

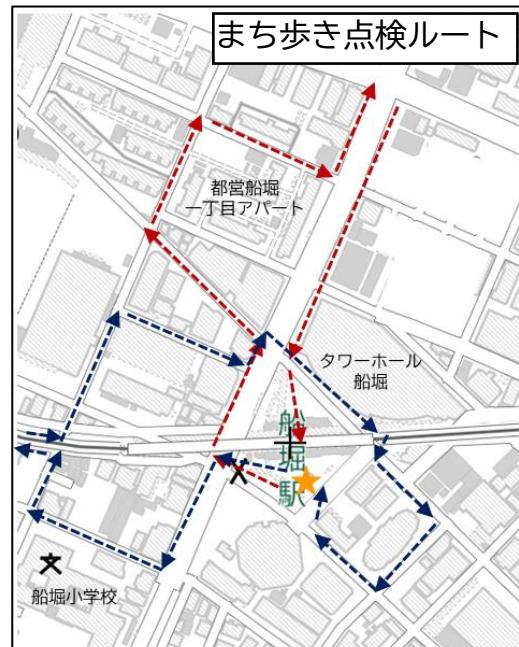
また、得られた意見等は、過年度に実施した「2020年バリアフリーまち点検」の結果も踏まえ、方針作成の参考としました。

(1) 船堀地区

日時：令和4年6月22日（水） 天候：晴れ

<主な意見>

- ・歩道前の音響式信号機が駅前の交差点付近だけなので増やせるとよい（視覚障害者）
- ・横断歩道にエスコートゾーンがあり、歩道の中心を歩いて助かる（視覚障害者）
- ・駅前のトイレはきれいだが、音声ガイドの音が小さい（視覚障害者・高齢者）
- ・駅前トイレ上部の表示がトイレの壁と同系色なので見にくい（視覚障害者・高齢者）
- ・交差点から歩道までの間に段差があり移動がスムーズにできない（車いす利用者）
- ・案内板や自動販売機の位置が、高くて使いづらい（車いす利用者）
- ・店の看板が歩道にはみ出していて、歩きづらく感じる場所がある（高齢者）
- ・熟年相談室の場所が分かりにくい。看板も気がつきにくい（高齢者）
- ・建物がセットバックしており、広い歩道だと安心して通れる（ベビーカー利用者）
- ・縁道があるのはとてもよいと思う（ベビーカー利用者）

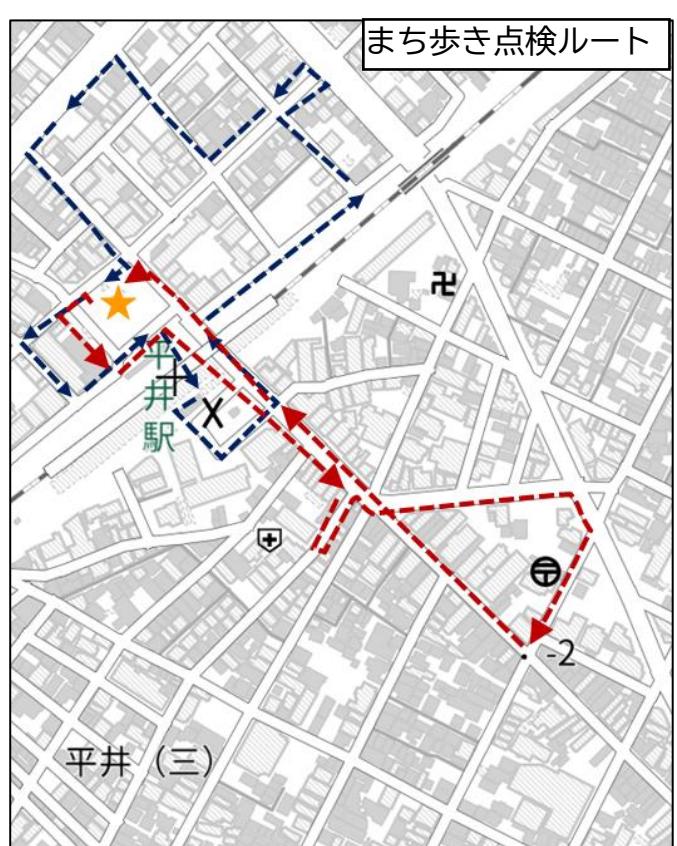


(2) 平井地区

日時：令和4年6月29日（水） 天候：晴れ

<主な意見>

- ・点字ブロックが剥がれている、配置に連續性がない（視覚障害者）
- ・点字ブロックと音響用押しボタンの位置が離れていて気づきにくい（視覚障害者）
- ・商業施設の入り口のスロープの勾配がきつく、使いづらい（車いす利用者）
- ・駐輪場以外の場所に自転車が駐輪をしていて道が狭くなっている（車いす利用者）
- ・駅の券売機の画面の位置が車いすからでは高く、手が届かない（車いす利用者）
- ・入り口付近にスロープを設置して段差解消している病院があった（車いす利用者）
- ・歩道のタイルが剥がれており、移動するのが大変（ベビーカー利用者）
- ・駅前トイレには、男性用トイレも含めておむつ替えベッドが必要。また、出入口が男性と同じで、女性には使いづらいため分けてほしい（ベビーカー利用者）
- ・駅から駅前トイレまでの点字ブロックが設置されておらず、音声誘導もない（視覚障害者）
- ・商店街が歩行者天国になっているのはよいと思う（商店街関係者）
- ・放置自転車禁止等の看板は、英語も記載した方がよい（外国人）



5 主要駅及び生活関連施設におけるバリアフリー点検の実施

移動等円滑化促進地区の検討にあたり、区内主要駅構内及び、特に利用者の多い生活関連施設のバリアフリー等の状況を把握するため、主要駅及びその周辺にある公共施設の点検を実施しました。

(1) 船堀駅・タワーホール船堀

日時：令和4年7月22日（金）

<主な結果>

【船堀駅】

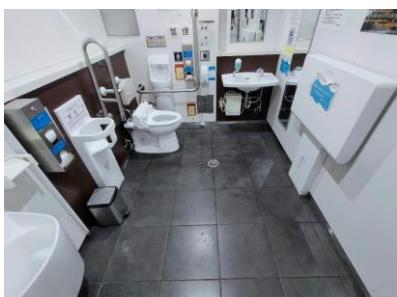
- ・ホームドアが設置されており、転落防止対策がとられている
- ・バリアフリー対応トイレや音声案内等、バリアフリーが充実している
- ・駅前広場の点字ブロックの老朽化や、雨天時の床の滑りやすさが見受けられる

【タワーホール船堀】

- ・ピクトグラムが活用され、誰にでも分かりやすい表示となっている
- ・総合受付に「翻訳機あります」「筆談具あります」との表示があり配慮されている
- ・館内で使用できるWi-Fiの使用方法が英語でも表記されている
- ・1階ホールは雨天時の床のすべりやすさが見受けられる



船堀駅 構内



船堀駅 バリアフリー対応トイレ



タワーホール船堀
ピクトグラムを利用した館内表示

(2) 平井駅

日時：令和4年7月26日（火）

<主な結果>

- ・券売機付近に点字の平井駅からの運賃表があり、障害者への配慮がされている
- ・分かりやすいトイレ表示で、心のバリアフリーについての啓発もされている
- ・バリアフリー対応トイレや手すりの点字マークなど、バリアフリー対応が充実している
- ・駅前広場の点字ブロックの老朽化や、雨天時の床の滑りやすさが見受けられる



平井駅 点字の運賃表



平井駅 分かりやすいトイレ表示

(3) 小岩駅・南小岩コミュニティ会館

日時：令和4年7月26日（火）

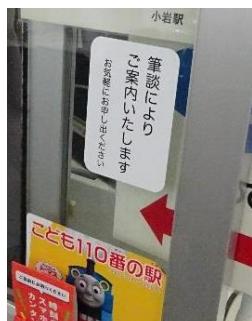
<主な結果>

【小岩駅】

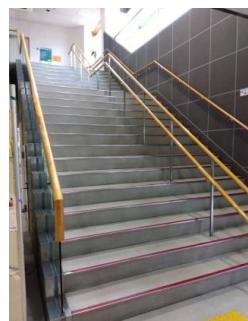
- ・駅窓口に「筆談によるご案内」の表示があり、障害者へ配慮されている
- ・ホームドアが設置されており、転落防止対策がとられている
- ・バリアフリー対応トイレや手すりの点字マークなど、バリアフリー対応が充実している
- ・点字ブロックの老朽化や、雨天時の床の滑りやすさが見受けられる

【南小岩コミュニティ会館】

- ・ピクトグラムや多言語表記など、誰でも分かるよう配慮がされている
- ・階段に滑りにくい手すりが設置されている
- ・点字ブロックがあるが、設置箇所に課題が残る



小岩駅 窓口



南小岩コミュニティ会館
階段の手すり



南小岩コミュニティ会館
多言語表記

(4) 葛西・西葛西駅

日時：令和4年8月31日（水）

<主な結果>

【葛西駅】

- ・駅員呼び出しボタンがやさしい日本語で表記されおり、誰でも読めるよう工夫されている。インターホンの位置も、誰でも押しやすいように配慮されている
- ・バリアフリー対応トイレ、音声案内等バリアフリー対応が充実している
- ・ホームドアが設置されており、転落防止対策がとられている

【西葛西駅】

- ・エレベーター操作盤に図形の凹凸があり、誰でも認識しやすく工夫されている
- ・バリアフリー対応トイレや手すりの点字表示等、バリアフリー対応が充実している
- ・ホームドアが設置されており、転落防止対策がとられている



葛西駅 インターホン



西葛西駅 エレベーター操作盤

(5) 葛西区民館・清新町健康サポートセンター

日時：令和4年8月31日（水）

<主な結果>

【葛西区民館】

- ・入口前に点字ブロックはあるが、入口から受付までの点字ブロックが設置されておらず、課題が残る

【清新町健康サポートセンター】

- ・在留外国人が多い地域のため、窓口の案内表示などが多く言語化されている
- ・道路から小高い立地だが、車の乗り入れやスロープで高低差に対応している



葛西区民館入口



清新町健康サポートセンター
スロープ



清新町健康サポートセンター
窓口の英語表示

6 判定基準に基づく定量評価結果

移動等円滑化促進地区の検討にあたり、区内全駅及び区役所本庁舎周辺エリアにおいて評価項目を協議し、項目ごとに判定基準を設け、定量評価を行いました。

さらに、バリアフリー化の状況を知るため、区民も参画したまち歩き点検や、アンケート調査・ヒアリング等を実施し、総合的に判断した結果、移動等円滑化促進地区（5 地区）を決めました。

(1) 各評価項目及び判定基準

	項目	判定基準
生活関連施設	鉄道駅乗降客数	1日あたりの乗降客数
	区役所・コミュニティ施設等	各事務所、コミュニティ会館、文化施設等の数
	高齢者関連施設	病院、健康サポートセンター、熟年相談室等の数
	障害者関連施設	障害者(児)施設等、放課後等デイサービス事業等の数
	子育て・教育関連施設	子育てひろば、保育園、幼稚園、小中高等学校等の数
	その他の施設	スポーツ施設、公園、宿泊施設等の数
生活関連経路	歩道整備率	主要道路（国道・都道・区道）における歩道の整備率
災害リスク	65歳以上の人団	少しでも浸水する範囲の65歳以上の人団
	浸水0.5m以上の人団	0.5m以上浸水する範囲の全人団
	避難施設	避難施設数（区立の小中学校）
その他	商業系用途	商業地域、近隣商業地域の面積
	5歳以下の人団	駅周辺500m圏内の人口
	65歳以上の人団	駅周辺500m圏内の人口
	障害者数（手帳所持者数）	3障害（精神・知的・身体）の手帳所持者の駅周辺500m圏内の人口
	外国人数	駅周辺500m圏内の人口
	市街地再開発	市街地再開発事業の有無

※人口は、町丁目別人口の面積按分により算出

(2) 定量評価結果

順位：地区	鉄道駅乗降客数	区役所・コミュニティ施設等	高齢者関連施設	障害者関連施設	子育て・教育関連施設	その他の施設	歩道整備率	65歳以上の人団の人口	浸水0.5m以上の人口	避難施設	商業系用途	5歳以下の人団	65歳以上の人団	障害者数	外国人数	市街地再開発	合計ポイント
1位：小岩駅	12	11	13	6	4	11	9	12	11	6	12	7	12	12	12	10	160
2位：西葛西駅	10	5	11	6	6	13	6	13	13	11	9	13	13	13	13	0	155
3位：船堀駅	8	11	7	13	12	10	6	9	10	9	8	11	9	11	9	10	153
4位：平井駅	9	11	3	10	11	4	10	11	8	13	11	6	11	9	10	10	147
5位：葛西駅	11	6	5	13	11	12	12	7	12	1	10	12	7	8	11	0	138
6位：瑞江駅	7	11	11	13	13	7	6	5	9	13	5	10	5	7	2	0	124
7位：区役所	0	13	13	6	8	10	11	8	4	11	7	4	8	6	7	0	116
8位：一之江駅	6	11	5	9	11	4	6	6	6	9	3	8	6	10	5	0	105
9位：京成小岩駅	2	5	11	9	7	4	8	10	5	6	6	5	10	5	8	0	101
10位：篠崎駅	5	12	7	9	5	5	7	4	7	6	4	9	4	4	3	0	91
京成江戸川駅	1	5	11	6	4	10	13	3	3	9	1	3	3	3	6	0	81
新小岩駅	13	2	3	2	1	0	6	1	1	1	13	1	1	1	1	0	47
東大島駅	4	2	3	2	2	4	6	2	2	6	2	2	2	2	4	0	45
葛西臨海公園駅	3	2	3	0	0	7	6	0	0	6	0	0	0	0	0	0	27

※項目ごとに、駅乗降客数、施設数、人口など、多い順に13～0 ポイントを配点。

歩道整備率については、整備が高い0 ポイント～低い13 ポイントとして加算。

市街地再開発事業については、事業を行っている駅を10 ポイントとして加算。

発行日：2023（令和5）年3月
編集・発行：江戸川区SDGs推進部
ともに生きるまち推進課



〒132-8501
江戸川区中央1-4-1
03-3652-1151（代表）
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp>